

(1) 平成25年第2回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第78号	川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第79号	川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第80号	川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第88号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	可決

(2) 平成25年第2回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

	会 派	議員名	内 容	頁
代表質問	自民党	石田議員	通学路の安全対策状況について	1
			学校施設開放における受益者負担の適正化について	1
			児童・生徒等の居所不明について	2
	民主党	雨笠議員	いじめ事案について	3
			高等学校奨学金について	5
	公明党	浜田議員	学校週6日制について	6
			就労環境に関する教育について	7
			中学校給食について	8
			図書館機能の拡充について	9
			体育設備等の安全対策について	9
			学校施設開放における受益者負担の適正化について	10
	共産党	勝又議員	高等学校奨学金について	11
			市立高校生の就職対策について	12
			中学校給食について	13
			中高一貫教育校について	14
	みんなの党	小田議員	高等学校奨学金について	14
黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について			15	
			黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	16

	会 派	議員名	内 容	頁
一 般 質 問	自民党	橋本議員	通学路の安全対策について	17
		松原議員	食物アレルギー事故防止の取り組みについて	21
			定期接種となった子宮頸がんワクチンについて	22
		尾作議員	障害者教育について	28
			教育委員会について	30
	禅寺丸柿について		33	
	民主党	押本議員	図書館機能の充実について	23
		露木議員	学校におけるアレルギー対策について	26
			東日本大震災被災者支援基金と被災者支援について	27
	織田議員	特別支援教育全般のあり方について	41	
	公明党	田村議員	アレルギー対策について	18
		河野議員	院内学級の拡充について	20
		吉岡議員	音楽のまち川崎の取り組みについて	33
		岡村議員	学校の防災対策について	35
		菅原議員	市民の施設利用について	40
		岩崎議員	空中権の活用について	44
			自転車総合対策について	44
			ICTの取り組みについて	45
		花輪議員	防犯カメラの設置推進について	46
	後藤議員	教育環境整備について	47	
	共産党	石田議員	子母口小学校の通学安全対策について	27
		勝又議員	通学路の安全について	34
		市古議員	中原図書館について	36
学校給食と環太平洋連携協定について			37	
公立学校教職員の定数内欠員について			38	
みんなの党	小川議員	「貧困の連鎖」対策 学習支援状況について	25	
	松川議員	市立学校のプール設置とプール授業について	45	

■ 代表質問（6月12日）自民党 ■

◆ 通学路の安全対策状況について

◎ 質問

- ・全国通学路緊急合同点検における本市通学路の安全対策済み箇所は85箇所・約30%との事ですが、対策済み箇所数の現状について伺います。
- ・対策済み箇所について、保護者・地域へはどのようにフィードバックしているのか伺います。
- ・対策未定76箇所について、どのように対応するのか伺います。

◎ 答弁

本市では、各学校やPTAなどから上がってきております危険箇所の改善要望に対して、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関が連携を図るため通学路安全対策会議及び各区部会を設置し、検討を重ねているところでございます。

はじめに、平成24年度における対策必要箇所数は、279箇所でございます。この中には、用地取得を伴う歩道や横断歩道の設置及び交通規制、地域交通安全員の人員確保など、さまざまな要望が含まれている中、85箇所の対策が完了したところでございます。さらに対策予定の118箇所につきましては、関係局、関係機関との調整により改善の方向性が、すでに定められておりますので、今後、順次対応してまいります。

次に、各学校の改善要望に対する対策状況のフィードバックについてでございますが、学校だよりや学校教育推進会議などを通じて保護者や地域の方々に広報しております。

また、対策未定箇所につきましては、当該箇所の交通事情をはじめ、幅員が狭くガードレールや歩道の設置が難しいなどの物理的な課題がありますので、見守り活動などに手段を変えて対応しながら、子ども達の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

今年度におきましても、すでに通学路安全対策会議を開催したところでございますが、今後も、各区部会を通じて通学路の改善要望箇所について検討し、順次対応してまいります。

◆ 学校施設開放における受益者負担の適正化について

◎ 質問

- ・体育館利用の受益者負担適正化に関する意見募集の結果について、市としてどのように受け止め理解しているのか、また、その理由について伺います。
- ・地域の児童・生徒の健全育成を目的とした活動が多く、受益者負担にはそぐわないと考えますが、市の考えを伺います。
- ・受益者負担を採用した場合、その会計処理及びその用途について伺います。
- ・現在、施設開放委員会に施設開放実施委託料が交付されていますが、その用途及び会計処理について、また、この交付金を見直し、受益者負担分に充当する考えは無いのか伺います。

◎ 答弁

本市では、市民の皆様がスポーツ、レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動を行うにあたり、学校教育に支障のない範囲で学校施設を有効活用していただく、学校施設有効活用事業を実施しております。

現在、学校施設の使用にあたりましては、夜間の校庭開放等を除き無料でお使いいただいておりますが、利用しない市民の皆様との公平性の確保を図るために、体育館の利用

に関して使用料を設定し、平成26年1月の利用分から学校施設開放に係る経費の一部について御負担をお願いすることといたしました。

はじめに、利用団体等への意見募集についてでございますが、受益者負担の円滑な実施に向けて、平成25年2月15日から3月21日にかけて、利用団体や学校施設開放運営委員会の方々に対して御意見を募集しましたところ、263通・346件の御意見と御質問を頂戴いたしました。

主な内容といたしましては、支払い方法など手続きに関する御質問、子どもの団体や障がい者団体を受益者負担の対象とすることに関する御意見、使用料の金額に関する御意見等でございます。これらの御意見を踏まえまして、現在、円滑な実施に向けた検討を行っているところでございます。

次に、地域の児童生徒の健全育成を目的とした活動における受益者負担の考え方についてでございますが、学校施設の有効活用におきましては、原則的に、学校教育活動以外で学校施設を使用する場合は、当該校に通う児童生徒の利用であっても、利用者としてサービスを楽しんでいるため、受益者負担の対象となると考えておりますが、このたびの意見募集におきましては、子どもの団体の利用についても、御意見をいただいておりますので、その意見の取り扱いについて検討しているところでございます。

次に、受益者負担制度の会計処理についてでございますが、御負担いただきました使用料は、学校運営費に充当する予定でございます。

次に、学校施設開放運営委員会への委託料についてでございますが、学校施設有効活用事業は、学校ごとにPTA、青少年団体、青少年指導員、スポーツ推進委員、地域住民代表、学校教職員等によって構成された学校施設開放運営委員会に運営をお願いしており、運営に必要な経費として、各学校施設開放運営委員会にお支払いをしているものでございます。その用途は、会議費、開放指導員謝礼費、消耗品費等ございまして、毎年事業実施報告書と収支決算報告書を御提出いただき、その内容を確認しており、適正に執行されているものと考えております。また、学校施設開放運営委員会への委託料は、学校施設有効活用事業の円滑な推進を図るためのものでございますので、公平性の確保を図るために導入する受益者負担とは趣旨が異なるものと考えているところでございます。

◆ 児童・生徒等の居所不明について

◎ 質問

- ・教育委員会より新入学児童・生徒へ送付する就学時健康診断通知書及び入学学校指定通知書について、所管課へ返送された通知書の件数について、併せて、返送理由、その後の調査・取り扱い・対応等について伺います。
- ・結果として教育委員会が居所不明児童・生徒を把握した時期について、また、把握した居所不明者への対応について伺います。

◎ 答弁

はじめに、所管課に返送された通知書の件数についてでございますが、教育委員会における平成24年度の不達返送郵便物につきましては、就学時健康診断通知書が15件、入学期日・学校指定通知が19件ございました。その不達返送の理由といたしましては、住民基本台帳に基づき発送したものの、居住実態の確認が取れず、返送されたものが多く見受けられております。

次に、就学時健康診断通知書の不達についてでございますが、15件の不達のうち、7名は市内

転居先で受診していることを確認しており、8名が未受診となっております。このうち、7名は市外へ転出してはありますが、残りの1名につきましては、学校の教職員が把握している住所地を実際に訪ねたところ、居住実態を確認できない状況でございました。

次に、入学期日・学校指定通知の不達についてでございますが、19件の不達のうち、14名は市内外への転居等により、居住実態を確認することができましたが、就学時健康診断通知書が不達となっている1名を含めまして、残りの5名につきましては、区役所に住民登録の状態を確認し、学校の教職員が実際に訪ねるなど、各区と連携し調査を行っており、現在も居住実態の把握に努めているところでございます。

次に、居所不明児童・生徒を把握した時期についてでございますが、学校は居住実態の把握に努めており、その内容については教育委員会や区役所等へ連絡し、情報の共有を図っておりますが、文部科学省が毎年5月1日現在で実施している「学校基本調査」において、引き続き1年以上居住実態の確認がとれていない場合には、居所が不明となった児童・生徒の数として、報告しているところでございます。

次に、居所不明となっている児童・生徒への取り組みについてでございますが、その状況の把握につきましては、住民登録を変更せず海外へ出国してしまうケース、どこにも相談することなく、突然家族全員いなくなってしまうケース、また、DV等によりいずれかの機関が相談を受けていたとしても、行政に知られているという事実をも隠したいとの意向を保護者が持っているケースなどもございます。

したがいまして、全てを確実に把握することは困難なものと存じますが、本市におきましては、従来から学校や区役所、児童相談所、民生委員・児童委員、警察署などの関係諸機関との連携体制を整えており、また住民登録を変更せず海外へ出国した可能性のある児童・生徒につきましても、東京入国管理局への照会を積極的に行うなど、子どもの安全を最優先に考慮しながら、1つ1つの事例について、引き続き、関係諸機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（6月12日）民主党 ■

◆ いじめ事案について

◎ 質問

- ・文部科学省通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」の本市における対応について伺います。
- ・各学校内に地域や保護者とともにいじめ問題に取り組む対策委員会を恒常的に設置することについての見解を伺います。

◎ 答弁

報告第15号のいじめ事件につきましては、被害者や、御家族の方々に、大変長い間、御心労と御迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

はじめに、文部科学省初等中等教育局長からの通知にもとづき、学校で犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案につきましては、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが重要であると、各学校に周知しているところでございます。

近年、少子化やインターネットの普及など、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が、大きく

変化しております。その中で、他者との人間関係を築き、信頼関係を保つ能力などが、子どもに十分に身につけていないことが、いじめの要因のひとつであると考えられており、その態様も、偽装化、巧妙化が進み、犯罪行為に該当するかどうかの判断がつきにくいケースも見られております。

各学校ではいじめがどの子どもにも、どの学級においても起こりうることを念頭に、全ての教職員が自らの問題として受け止め、必要に応じて、警察等の関係機関とも連携しながら、いじめ問題の解決に取り組んでいるところでございます。

次に、対策委員会の設置についてでございますが、いじめは人間として許されない行為であり、いじめ問題には、学校や家庭、地域等のすべての大人たちが取り組む必要があると認識しております。

すでに各学校におきましては、児童指導委員会や生徒指導部会などの校内組織を中心に、教職員が児童・生徒の実態を丁寧に把握し、情報を共有しながら、いじめ問題の未然防止や早期発見に努めているところでございます。

いじめ問題が認知された場合には、それぞれの問題に対して、管理職のリーダーシップのもと、学級担任、学年教職員、児童生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭などで、いじめ問題プロジェクトチームを立ち上げ、多方面から情報収集や事実確認を行い、いじめの状態を放置しないよう、迅速で的確な対応、経過観察・再発防止に努めております。

さらに学校内の対応だけにとどまらず、保護者・地域住民・有識者などで構成される、学校教育推進会議や地域教育会議との連携を図り、保護者や地域と相互に協力しながら、児童・生徒の健全育成に取り組んでおります。

今後も、学校がこうした組織を効果的に活用し、地域・保護者と一体となって、いじめ問題を含めた様々な課題に取り組んでいけるよう支援してまいりたいと存じます。

◎ 質 問

・13年前、教職員が適切な防止措置等を怠ったことで転校を余儀なくされ、PTSDを発症し、今も後遺症が残っている現実を、教育委員会は重く受け止めなければなりません。この事案に対する市長の見解について伺います。

◎ 答 弁（市長）

はじめに、平成12年4月から約1年間にわたる当該事件につきましては、被害者や御家族の方々に、大変長い間、御心労と御迷惑をおかけいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。

このたびの示談にあたりましては、被害者や御家族の方々の御理解をいただき、事件の解決に至ったものでございますが、治療が長期化していたことなどから、解決に相当な年数を要し、また後遺障害が生じたことは、大変重く受け止めているところでございます。

いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、人権尊重教育の根幹を揺るがす問題でもあります。いじめにつきましては、今後とも、その未然防止、早期発見・早期対応とともに、個別に、きめ細やかで的確な対応が図られるよう、教育委員会はもとより、関係部局との連携をさらに強化し、対応すべきであると考えているところでございます。

◆ 高等学校奨学金について

◎ 質 問

- ・市長は記者会見において、授業料の国費負担が進んだことを前提に、支給額の増額を含め、これからの検討課題になるとしてしています。今後の見通しと見解について市長に伺います。

◎ 答 弁（市長）

高等学校奨学金につきましては、高等学校授業料無償化等により、高校生活を送る上での本人の経済的負担等が軽減されるなどの社会経済状況の変化や、年々増加する奨学金申請者数を踏まえて、制度の見直しを行ったところでございます。

見直しに当たりましては、貸付による奨学金制度は他にもございますことから、給付方式を継続しつつ、限りある財源の中で、より多くの生徒にできるだけ公平に奨学金を支給できるよう、国公立や私立、及び学年ごとに給付額を設定したものでございます。

今後とも、意欲と能力のある生徒が安心して高校生活を送り、卒業が迎えられるよう、引き続き、社会経済状況等の変化に合わせた見直しを検討してまいりたいと存じます。

◎ 質 問

- ・奨学金申請基準を5段階評価の3.5以上とした根拠とこの申請基準にあてはまる全生徒数における生徒数の割合について伺います。
- ・学校教育費に対する給付額の比率が3学年を除き0.25で統一されているが、この比率にした根拠について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、申請基準についてでございますが、高校奨学金は、川崎市高等学校奨学金支給条例において、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的としていることから、新たに設ける申請基準につきましては、成績が3.5以上、収入が生活保護基準額以内としております。

成績につきましては、神奈川県が実施している「学習評価に関する調査」により、本市立中学校に通う3年生の全科目の成績の平均値を算出したところ、およそ3.38となりますので、その結果から、3.5以上を申請基準としたものでございます。

申請基準にあてはまる生徒数の割合につきましては、申請基準は成績だけではなく、収入も要件としていることから、これらを満たす生徒数の実数につきましては、把握は困難でございますが、昨年度の申請状況から勘案いたしますと、およそ630人程度が申請基準に合致するものと推察されるため、全体生徒数の2%程度になるものと考えております。

次に、学校教育費に対する給付額の比率についてでございますが、今回の見直しに当たりましては、社会経済状況が変化する中で、平成21年度以降、高校奨学金の申請者が毎年千人を超える状況が続いており、財源に限りがあるなかで、奨学金を必要としている生徒を、一人でも多く支援すべきと考え、検討してきたものでございます。

現在の制度において、高校奨学金の支給額である年額12万3,500円が、不足額に対してどの程度充足できているかを調査したところ、各区分に応じて様々ございましたが、見直しに当たりましては、少なくとも見直しにより、最低の比率を下回ることなく、かつ限りある財源の中、一人でも多くの生徒を支援できるよう考慮して、設定したものでございます。

■ 代表質問（6月13日）公明党 ■

◆ 学校週6日制について

◎ 質 問

- 学校週6日制についての教育長の見解を伺います。
- 文部科学省の調査やインターネットのヤフーニュースの調査などでは週6日制に賛成が多いようですが、本市における教職員や保護者の意見・実態について伺います。
- 文部科学省では導入に向けて4つの実施パターンを想定しているようですが、その内容について、また、本市の対応について伺います。
- 省令の改正により「総合的な学習」や「道徳」の授業を土曜に移すことで、平日の学習を充実させる案も検討されているようですが、見解を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、学校週6日制についての考え方でございますが、主に授業時間数の確保、児童生徒の土曜日の過ごし方の二極化、平日の過密時程の分散の3つの視点で議論がなされているものと認識しております。本市におきましては、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」で、特色ある学校づくりと校長の裁量権の拡大を兼ねて、夏休みや冬休みなどの長期休業を、学校ごとに定められるようにしております。

これにより、川崎市ならではの弾力的な教育課程編成が可能となり、各学校では必要とする授業時数を確保でき、土曜日に授業を行わなくても、土曜授業を行っている他の自治体と同様の効果が得られているところでございます。

したがいまして、現状におきましては、学校週5日制の良さを生かした教育課程編成を工夫し、学力の向上、質の高い授業の実践に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の教職員や保護者の意見でございますが、本市におきましては、児童生徒にとってより良い学校教育のあり方を研究協議するために、各校種の校長会代表、保護者代表、教職員代表、及び、教育委員会の関係職員を委員として構成する「川崎市学校運営研究会議」を、平成23年度から設置しているところでございます。

今年度は第1回研究会議を5月末に開催し、土曜授業ならびに週6日制について、各委員から様々な意見をいただいたところでございます。

学校週5日制実施以降、祭礼や地域行事などそれぞれの地域の特色を生かした活動に参加する児童生徒が増加し、特に小学生を中心としたスポーツ活動においては、地域や本市スポーツ協会等の指導者のもと、保護者も指導に加わり、家庭と地域が一体となった活動が展開され、この10年余りでその活動が十分に定着してきているなど、現行の学校週5日制を肯定する意見が出されたところでございます。

保護者代表からは、スポーツや文化活動に参加するなど、土曜日の過ごし方が充実した、家族とのふれあいの時間が増えた、部活動が一日休みになる中で、子どもの生活にゆとりができた、との現状を肯定する意見がある一方で、目的もなく家でゲームやテレビ視聴に時間を費やしている子どもも一定の割合で存在することが指摘され、それらの保護者からは学校週6日制に賛同する意見があるとの報告がございました。

次に、本年3月開催の国の文教科学委員会におきまして、学校週6日制の実施形態について大きく4つの形態が示されております。1つ目は、全国一律で週6日制にする、2つ目は、全国一

律で月1回または月2回の週6日制を実施する、3つ目は、特別な必要がある場合の条件を具体的に示すことで広めていく、4つ目は、設置者の判断で広めていく、の4形態でございます。

本市におきましては、これまでも、開かれた学校づくりをねらいとして、土曜日に授業参観や学校行事をはじめ、家庭や地域が参加する教育活動を実践してまいりました。これまでの各学校の土曜日の活用例等を、先に述べました「川崎市学校運営研究会議」におきまして、調査・研究し、文部科学省の動向等も踏まえながら、土曜日の活用、土曜授業を行った際の教職員の勤務のあり方等について、検討してまいりたいと存じます。

次に、「総合的な学習の時間」や「道徳」の授業を土曜日に実施する案についてでございますが、各学校におきましては、児童生徒や地域の実態に応じて学校独自の特色ある教育課程編成が行われているところでございます。

平日のゆとりを生み出すという点では一定の効果があると思われませんが、様々な考え方がございますので、この点につきましても、「川崎市学校運営研究会議」におきまして、調査・研究してまいりたいと考えております。

◎ 質 問

- ・学校週6日制については様々な意見があるものの、大事なことは児童生徒の教育環境制度と思えますが市長の率直な見解を伺います。

◎ 答 弁（市長）

学校週6日制につきましては、本市といたしましても、国の動向を注視しながら、児童生徒、地域の実態に即したあり方について議論をしていくことが大切であると存じます。

また、いじめや不登校などの現代社会の抱える教育問題は様々ございますが、川崎の未来を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、個性豊かに成長していくために、今後も各学校が、それぞれの特色を活かし、保護者や地域と協力しながら、子どもたち一人ひとりにとって魅力ある学校となるよう、教育環境や制度を整えていくことは、重要であると存じます。

◆ 就労環境に関する教育について

◎ 質 問

- ・若者の間で、社会保障制度や就労に関する知識不足からトラブルが起こる事例が増えています。が公的年金制度や労働基準など、就労環境に関する教育についての実態を伺います。
- ・これらの知識は社会人として必要な知識であり、高等学校において評価の目を養う重要な基礎知識です。副読本等を整備して一定の授業時間を確保すべきですが、対応を伺います。

◎ 答 弁

中学校におきましては、3年生の社会科公民的分野で「社会保障の充実」及び「職業の意義や雇用」について学習することとなっております。

「社会保障の充実」につきましては、制度の基本的な内容を踏まえ、互いに助け合う社会の仕組みについて考える学習を行っております。

また、「職業の意義や雇用」につきましては、雇用と労働条件の改善の観点から産業構造の変化や就業形態の変化などを取り上げ、正しい勤労観や職業観の基礎を培う学習に取り組んでいるところでございます。

次に、高等学校におきましては、公民科の履修科目が選択制となっておりますが、市立高等学

校では、いずれも現代社会または政治経済どちらかの科目を全生徒が履修することとなっております。いずれの科目におきましても、共通して雇用や労働問題及び社会保障について中学校での学習を踏まえ、より専門的な内容を学習することとなっております。

今後も、これらの社会科や公民科の学習と共に進路指導等の機会をとらえて、関係機関が発行している資料等も活用しながら、安心して働ける社会の制度及び自己の生き方などについて考える学習の充実が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

◆ 中学校給食について

◎ 質問

- ・ホットランチの試行実施から半年がたちましたが、生徒の反応・試行実施を今年どう拡充するのか伺います。
- ・教育委員会設置の食育推進検討会議中学校作業部会ではランチサービスの改善を含めた昼食のあり方について、検討をすると聞いていますが、進捗状況を伺います。
- ・ランチサービス事業者が小学校給食を担当することを含め、小学校と提携したランチサービスの実施を検討すべきと思いますが、見解を伺います。
- ・日替わりランチを教材として、献立の特徴等を学ぶ機会を作り、食に関する興味関心を高めることを検討すべきですが、見解を伺います。

◎ 答弁

はじめに、平成17年1月より全校実施した中学校ランチサービス事業につきましては、これまでも様々な改善に努めてきたところでございますが、生徒や保護者から、温かいものを希望する意見が寄せられたことから、平成24年12月より、試行ではございますが、京町中学校で温かいランチの提供を実施してきたところでございます。

ランチを利用している生徒からは、温かくて美味しいと好評を得ており、私自身も試食したところ、同様に感じたところでございます。

平成25年4月からは、試行校を7校増やし、現在は合計8校で試行実施しているところでございます。

今後につきましても、学校や生徒からの評価等を踏まえ、試行校数の拡大について、提供事業者とも調整を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、平成24年度に設置した、「学校における食育推進検討会議中学校作業部会」の進捗状況でございますが、平成24年度には、「学校における食に関する指導プラン中学校版」の策定のほか、中学校の昼食時間の現状等について把握をしてまいりました。

平成25年度は、「学校における食に関する指導プラン中学校版」を活用し、各学校において、さらに計画的・体系的な食育推進が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、ランチサービスにつきましても、生徒ニーズを把握しながら、温かいランチの試行校の拡大など、様々な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校と連携した中学校ランチサービスにつきましては、今後、子母口小学校と合築される東橋中学校において、はるひ野中学校と同様なランチサービスの提供の実施に向け取り組んでいるところでございます。

また、小学校につきましては、現在の自校調理方式で安定的かつ円滑に運営されておりますことから、引き続き、これまでと同様な完全給食を実施してまいりたいと存じます。

次に、中学校における食育についてでございますが、中学校におきましては、これまでも、保健・体育科や技術・家庭科、総合的な学習の時間や特別活動等において、食に関する指導を進めてきたところでございますが、今後につきましても中学校ランチサービスの日替わりランチを教材の一つとして活用することも含め、生徒自身が食生活に関心を抱き、健全な食習慣を身につけることができるよう、食育の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

◆ 図書館機能の拡充について

◎ 質問

- ・中原図書館に導入した、平日の利用時間延長、W I - F I 環境、子どもの読み聞かせコーナー設置など市民ニーズの高いものについては、他館への導入も検討すべきですが、見解を伺います。
- ・電子書籍の貸し出しや教育現場での I C T 活用などに取り組んでいくべきですが、見解を伺います。

◎ 答弁

はじめに、中原図書館に導入した機能を他の図書館に導入することについてでございますが、中原図書館では、中央図書館的機能を有した図書館であることや、武蔵小杉駅直結という利便性から、平日の開館時間を午後9時までに延長いたしました。これにより、平日は図書館を利用することが難しかったビジネスパーソン等の利用が増えておりますが、他の図書館への導入につきましては、引き続き利用動向等を注視していく必要があると考えております。

また、W I - F I 環境の整備や、読み聞かせコーナーの設置についてでございますが、中原図書館では、I C T 時代に対応するため、無線LANの利用が可能な閲覧席の確保や、インターネット端末を増設するなど整備いたしました。また、読み聞かせに集中ができるよう、別途球形の仕切りを設けたコーナーを設置いたしました。他の図書館へ導入することにつきましては、スペースの確保や、他の利用者への配慮等課題がございますが、I C T 時代への対応や、親子で本を楽しむ環境づくりは、重要なことと考えておりますので、今年度は、全館で図書館総合システムの機器入れ替えを行うとともに、地区図書館へ自動貸出機の導入も予定しており、引き続き市立図書館のI C T 化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、電子書籍の導入についてでございますが、電子書籍はいつでもどこでも調べものや読書に親しむことができるというメリットがございます。

現状におきましては、電子書籍を図書館資料として所蔵・貸出するためのデータベースサービスや、それに対応する電子書籍の種類、数も少ないことなど、様々な課題もございますが、他都市の導入状況、実施事例を参考にしながら、検討してまいりたいと存じます。

◆ 体育設備等の安全対策について

◎ 質問

- ・倒れてきたサッカーゴールに頭を挟まれるという事故が他都市で発生しました。サッカーゴールのような移動式設備の安全対策について、どのように指導を行っているのか伺います。
- ・体育の授業で使う用具をはじめ学校設備や施設の安全性についても、改めて点検を実施すべきですが、見解と取り組みを伺います。

◎ 答 弁

教育委員会では、毎年、年度当初に各学校に教育長名による文書「児童・生徒の体育活動における事故防止について」を通知し、熱中症対策をはじめ、施設・用具、及び活動場所の安全点検の励行や、ゴールポスト・防球ネットの転倒事故防止について周知しているところでございます。

また、5月28日の千葉県茂原市で起きました痛ましい事故をうけ、5月30日付文書「学校体育器具や用具・遊具等の安全管理及び児童生徒への安全指導」を発出し、各学校に注意喚起を図ったところでございます。

さらに、今後開催されます体育及び保健体育科の研究会におきましても再度、安全指導の徹底の周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、学校設備や施設の安全点検につきましては、学校保健安全法に則り、教職員が点検項目に従って、施設及び設備の異常の有無について計画的に行っております。さらに、年1回、専門業者が滑り台やブランコ等の校庭遊具類をはじめ、移動式の体育器具についても腐食や不具合の有無などを点検し、安全性の確認を行っているところでございます。

児童生徒が安全に安心して日常の学校生活を送るためにも、さらに、災害等の発生時に被害を最小限に食い止めるためにも、今後も安全点検の徹底を図ってまいりたいと考えております。

◆ 学校施設開放における受益者負担の適正化について

◎ 質 問

- ・ 前回までの答弁では「意見募集の結果を踏まえながら検討する」とのことでしたが、意見の内容、検討の状況、今後の取組を伺います。
- ・ 広報が不十分な点について「利用団体から説明要望があったら対応する」との答弁でしたが、その後の具体的な対応を伺います。
- ・ 利用者が児童の場合、「学校教育に直接関係し、学校運営や教育力向上を目的とする利用への配慮は、意見募集の結果を踏まえ、十分検討する」との事でした。具体的な検討内容を伺います。
- ・ 当初方針では6月に料金を設定していくとのことでした。意見募集を踏まえた免除などの見直しを視野に、日程の見直しも必要です。具体的なスケジュールを伺います。

◎ 答 弁

はじめに、利用団体等への意見募集についてでございますが、受益者負担の円滑な実施に向けて、平成25年2月15日から3月21日にかけて、利用団体や学校施設開放運営委員会の方々に対して御意見を募集しましたところ、263通・346件の御意見と御質問を頂戴いたしました。

具体的な内容といたしましては、支払い方法や申請方法など手続きに関する御質問、子どもの団体や障がい者団体を受益者負担の対象とすることは好ましくないという御意見や1時間あたりの使用料の負担が大きいという御意見などがございました。一方、すべての団体から平等に徴収するべきという御意見や金額は妥当であるといった御意見などもございました。これらの御意見を踏まえまして、現在、円滑な実施に向けた検討を行っているところでございます。

また、制度導入決定後は、あらためて利用団体や学校施設開放運営委員会の皆様を対象にした説明会を開催してまいります。

次に、利用団体への広報についてでございますが、1つの学校施設開放運営委員会から説明の御要望がありましたので、御説明し、御理解をお願いしたところでございます。

次に、利用者が児童生徒である団体への配慮についてでございますが、このたびの意見募集に

おきましては、子どもの団体の利用についても、御意見をいただきましたので、御意見の取り扱いについては、子どもの団体の利用実態の把握と併せて検討を行い、関係局も含め調整を行ってまいります。

次に、今後の日程についてでございますが、現在、円滑な実施に向けて検討を進めており、7月に開催する教育委員会において規則を改正し、制度の導入について決定していく予定でございます。

◎ 再質問

- ・「受益者負担の対象」について、「子どもの団体は対象外にして欲しい」との意見が多数でした。先ほどのご答弁で、この意見の取り扱いについて検討するとの事なので、具体的にどのように検討するのか伺います。
- ・今後の日程については、「7月に開催する教育委員会において規則を改正し、制度導入について決定していく予定」との事でした。この規則改正について、項目など具体的な内容を伺います。

◎ 答弁

はじめに、子どもの団体の取り扱いにつきましては、このたびの意見募集におきましても、御意見をいただきましたので、子どもの団体の利用実態の把握と併せて検討を行い、関係局も含め調整を行ってまいります。

次に、規則改正の内容についてでございますが、今回の受益者負担制度の導入にあたりましては、行政財産の使用許可に係る使用料の額、減免などについて規定している財産条例に基づき、「川崎市立学校の施設の開放に関する規則」の改正を予定しているところでございます。

◆ 高等学校奨学金について

◎ 質問

- ・今回の議案では給付を受けられる人が増加するものの、一人当たりの支給額は減額されます。支給額を定めた根拠と考え方について伺います。
- ・申請時に成績要件を加えた理由、併せて、年度途中での申請者への対応について伺います。

◎ 答弁

はじめに、支給額を定めた根拠と考え方についてでございますが、今回の見直しにあたりましては、社会経済状況が変化する中で、平成21年度以降、高校奨学金の申請者が毎年千人を超える状況が続いており、財源に限りがあるなかで、奨学金を必要としている生徒を、一人でも多く支援すべきと考え、検討してきたものでございます。

支給額につきましては、文部科学省による平成22年度の子どもの学習費調査から、学校教育にかかる費用を把握し、私立に通う生徒に対する国の支援策である「就学支援金」や、神奈川県の支援策である「私立高等学校等生徒学費補助金」を差し引きまして、それでもなお不足する金額を算定し、国公立・私立、及び学年ごとに区分いたしました。

そこから、現在の高校奨学金の支給額である年額12万3,500円が、各区分ごとの不足額に対してどの程度充足できているかを確認したところ、区分に応じて様々でございましたが、少なくとも見直しにより、最低の比率を下回ることなく、かつ限りある財源の中一人でも多くの生徒を支援できるよう考慮して、設定したものでございます。

次に、申請時に成績要件を加えた理由についてでございますが、高校奨学金の受給資格は、条

例により「学業成績が優良で性行が善良であること」と定められておりますが、これまで明確な基準を示しておりませんでした。このため、申請者にとりましても、採用の目安が分からず、申請者からも、採用の基準を明らかにしてほしいとの問い合わせを、数多くいただいているところがございますので、申請基準に成績要件を設け、一定の目安を提示するよう、配慮したものでございます。

仮に、申請状況が予算の範囲内におさまれば全員を採用することといたしまして、また、予算の範囲を超えて申請があった場合は、採用基準を定め、公表することで、資金計画の一助となるよう図ったものでございます。

次に、年度途中での申請者への対応についてでございますが、現行の高校奨学金制度では、4月の限られた期間のみを受付期間としており、その期間内に申請があった方を対象にしていることから、年度途中での申請者に対応しておりませんでしたので、今回の見直しにおきましては、年度の途中で、生計を維持されている方が亡くなられた場合や、災害にあわれた方を対象として、年度の途中での申請も受け付けできるよう対応してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（6月13日）共産党 ■

◆ 市立高校生の就職対策について

◎ 質 問

- ・全国の高校生の内定率が前年度を上回っている中、川崎市立高校の内定状況は前年度を下回りました。2011年度34名の未内定者の就労支援の実績と2012年度62名の未内定者への今後の対応について伺います。
- ・市立川崎高校定時制でモデル実施する「かわさき若者サポートステーション」と連携した就労支援事業を、全ての市立高校で同様の支援事業を実施するべきですが、伺います。
- ・県立田奈高校で行っている有給の職業体験事業は、経済的困難など様々な課題を抱えている生徒が多く希望しており、その支援がうまく働くことで自立へとつながっているとのことですが、本市においてもこのような有給職業体験事業を市内の企業に協力を呼びかけて立ち上げることができないか伺います。
- ・就労指導支援員の配置が重要ですが、モデル実施をする市立川崎高校定時制に就労指導支援員の配置をすべきですが、伺います。

◎ 答 弁

はじめに、就職未内定のまま卒業を迎える生徒に対しましては、卒業後に本人自らが就労支援機関を活用するなど、自主的に就職活動が行えるよう、在学中に指導を行っております。

また、卒業後においても、学校からの支援を希望する生徒につきましては、ハローワークへの引率や適宜、進路面談を行うなど支援の継続をおこなっているところでございます。

平成23年度の就職未内定者につきましては、卒業後、このような継続した支援により、8人の就職が確認されているところでございます。

今後も、一人ひとりの希望と状況に合わせた、支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、かわさき若者サポートステーションとの連携事業についてでございますが、今年度、川崎高校定時制をモデル校として、一層の連携を深め、生徒一人ひとりの適性や課題に合わせた支

援を行うとともに、より有効な支援方法について研究を推進してまいりたいと考えているところ
でございます。

モデル校には、サポートステーションの相談員が定期的に学校へ訪問し、生徒からの就労に関
わる相談に応じる他、将来の就職活動に課題が伴うと思われる生徒については、教員と相談員が
連携をし、スムーズな就職活動へ移行できるよう、早期からの支援を図ってまいります。

モデル校における関係機関との連携方法や、具体的な支援の内容については、本年12月に開催
される「市立高等学校進路指導研究会」において、他の市立高校に周知を行い、支援機関との連
携を一層拡充してまいりたいと考えているところでございます。

次に、経済的な困難など、様々な課題を抱える生徒に対する職業体験についてでございますが、
生徒が抱える課題への支援については、日常の学校生活の様子や面談を通じて、それぞれの事情
や状況を把握しながら、必要に応じて、各区教育担当との連携により、本市の各種支援機関への
接続を図っているところでございます。

職業体験につきましては、様々な体験を通し、望ましい勤労観、職業感を醸成する貴重な場面
と捉えておりますので、学校教育活動の中において、生徒が有給で職業体験を行うことについて
の課題の整理など、今後、他都市の実践事例をもとに、研究してまいりたいと存じます。

次に、就職指導支援員のモデル校への配置についてでございますが、相談員との面談を通し、
個別企業とのマッチングなど、就労支援が必要な生徒については、相談員からサポートステー
ションの就労支援員に繋ぎ、チームによる就労支援が行われるよう、支援の充実を図ってまいり
たいと存じます。

◆ 中学校給食について

◎ 質 問

・「自ら食べるものは自ら考えることが食育」というならば、相模原市のように給食を実施して、
その中で生徒が献立を提案してもらい給食に生かすような取り組みこそ必要と考えますが、市
長の見解を伺います。

◎ 答 弁（市長）

本市の中学校の昼食につきましては、子どもたちの食育は、本来、家庭が基本となって行うも
のであることや教育的効果の点からも、家庭からのお弁当を基本としているところでござい
ます。

また、中学生におきましては、自分の食事は自分で作ることも食育として意義深いものであり、
お弁当づくりなどを契機として食に関する興味関心を抱き、将来にわたって健全な食生活を実
践できる人間に育つことを願っております。

なお、学校給食を実施することにより得られる効果や利益が、果たして公的支援にふさわしい
のか、なじむのか、慎重に判断する必要があり、残念ながら実施したほうが良いという確信を持
つに至っておりません。

◎ 再 質 問

・自治体の首長が個人的に確信できるかどうかというものではありません。今こそ、実施してい
る自治体の取り組みに学び、中学校給食に踏み出すべきです。伺います。

◎ 答 弁（市長）

子どもたちの食育は、本来、家庭が基本となって行うものであり、また、中学生につきまして

は、自分のお弁当を作るという経験は、自ら考え、判断し、表現する力を養い、食に対する正しい知識や理解力も身に付いていくものであり、大きな教育的長所があるものと考えております。

これらを通じ、将来にわたって健全な食生活を実践できる人間に育つことを願っております。

◆ 中高一貫教育校について

◎ 質 問

- ・選考面接が実施される時期は学校の年度末にあたり、教育委員会としても新年度の方針作り等重要な時期であると思います。このような中、初年度の選考業務をどう進めるのか伺います。
- ・面接評価の客観性をどう保障するのか伺います。
- ・義務教育という公立中学校なのに入学をめぐる塾通いが過熱することが考えられます。伺います。

◎ 答 弁

はじめに、初年度の選考業務についてでございますが、昨年夏に行いました学校説明会におきましては、児童・保護者を合わせ、2,760名の参加がございました。中高一貫教育校の開校に対する市民の方の関心の高さと同時に、期待に応えられる学校づくりに向けて、大きな責任を感じているところでございます。

入学者の決定業務につきましては、中高一貫教育校の入学を希望する児童やその保護者が安心して志願することができますよう、公立高等学校入学者選抜を参考にしながら、必要となる施設の確保や人員の適切な配置により、対応してまいりたいと考えております。

次に、面接、評価の客観性の保障についてでございますが、面接につきましては、志願者との直接的な対話を通して、意欲や目的意識、表現力、社会性等の素養、中高一貫教育校で学ぶ適性などをみることを考えております。

面接の実施にあたりましては、検査監督者に対する事前の研修を行い、複数の人員を配置して多面的に評価するなど、客観性の確保に努めてまいります。

次に、入学者の決定につきましては、学校教育法施行規則に定められておりますとおり、学力検査は行わず、小学校学習指導要領に基づき、小学校教育において身につけてきた、主体的に学習に取り組む態度、習得している知識や技能を活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等を総合的にみる検査内容とすることを考えております。

◆ 高等学校奨学金について

◎ 質 問

- ・2012年度は奨学金を1,277人が申請していますが、このうち成績が3.5以上の生徒は何人いたのでしょうか、伺います。
- ・今回の見直しの「課題」としている奨学金受給割合の低さと、成績3.5以上との整合性について伺います。
- ・教育委員会自身も現行の奨学金制度が経済的理由での中途退学率に歯止めをかけてきた。さらに、奨学生の希望進学率でも将来社会的に自立するために有効な支援策であったと評価していますが、この事が、今回の改定によって後退してしまうことにならないか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、申請基準についてでございますが、成績が3.5以上の生徒は、平成24年度に申請の

あった1,277人のうち、818人でございました。

次に、見直しの課題と成績3.5以上との整合性についてでございますが、現行の高校奨学金制度の課題として、高校修学への経済的支援が果たす役割は重要であるものの、奨学金の受給者の割合が、就学援助制度と比較して少なくなっていることが挙げられます。

そこで、今回の見直しにあたりましては、社会経済状況が変化する中で、平成21年度以降、高校奨学金の申請者が毎年千人を超える状況が続いており、財源に限りがあるなかで、奨学金を必要としている生徒を、一人でも多く支援すべきと考え、検討してきたものでございます。

現在の採用状況を見ますと、結果として成績が4.1以上なければ採用が大変厳しくなっていることから、申請基準の成績要件を3.5以上とすることで、従来よりも一人でも多くの生徒を支援することができるものと考えております。

次に、支給額の改定についてでございますが、高校奨学金の効果につきましては、採用者の中途退学率が低く、経済的理由で修学困難な生徒が、卒業するために有効な支援策となっております。また、奨学金の受給者の進学希望率は高く、意欲・能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策となっております。

今回の見直しにおきましては、支給額が減額となる区分もございまして、給付制度を継続しつつ、採用者を増加させることの効果は大きいものと考えております。

◎ 再質問

・2003年度予算総額5557万5千円が2006年度には4322万5千円まで減額され、今回の改定では予算額は減らしたまま、本来の高校奨学金の目的を後退させることではないか、今必要なのは予算の総額を大幅に増やすこと、それこそが高校奨学金制度の目的に合致するものと思います、伺います。

◎ 答 弁

今回の見直しにあたりましては、給付方式を継続しつつ、限りある財源の中で、より多くの生徒にできるだけ公平に奨学金を支給できるよう、文部科学省による平成22年度の子どもの学習費調査の結果を踏まえ、国公立や私立、及び学年ごとに給付額を設定したものでございます。今後とも、意欲と能力のある生徒が安心して高校生活を送り、卒業が迎えられよう、引き続き、社会経済状況等の変化に合わせた見直しを検討してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（6月13日）みんなの党 ■

◆ 高等学校奨学金について

◎ 質 問

- ・今回の改正で給付額が下がることが子どもへの影響は無いのかどうか伺います。
- ・今後、国の奨学金制度の見直しが予定されておりますが、現段階で本制度の再度の改定を視野に入れているのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、子どもへの影響についてでございますが、今回の見直しにあたりましては、国の高校授業料無償化等に加え、県の経済的負担の軽減施策や、本市奨学金と併せて利用できる神奈川

県奨学金、国の教育ローン、母子寡婦福祉資金、及び生活困窮世帯を対象とした生活福祉資金など、他の支援施策を踏まえながら、検討したものでございます。

また、支給額につきましては、本市奨学金においては、給付制度を継続しつつ、奨学金を必要としている生徒を、一人でも多く支援することが可能となるよう、設定したものでございます。

次に、今後の見直しについてでございますが、意欲と能力のある生徒が安心して高校生活を送り、卒業が迎えられるよう、引き続き、社会経済状況等の変化に合わせた見直しを検討してまいりたいと考えております。

◆ 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

◎ 質 問

- 原契約時よりも児童数が倍以上に増加したにもかかわらず、原契約に基づく積み上げとなっている。母数が増えることでのスケールメリットを鑑み、今後は金額算定方式の改定と金額の低減を交渉すべきと考えますが、見解を伺います。

◎ 答 弁

本契約は、平成20年4月に開校いたしました「川崎市立はるひ野小中学校」の校舎・体育館等の施設建設費のほか、開校から15年間の施設設備の維持管理等の経費を含む、PFI方式による事業契約でございます。

契約内容に含まれる小学校給食業務費相当のサービス料につきましては、開校当時、当該地区が段階的な宅地開発の途上にあり、児童数は継続的に増加して行くことが予測されておりましたので、年度ごとに必要な業務量に見合う変更契約を予定していたところでございます。

契約締結時においては、小学校の規模を最大で24学級程度と見込んでおりましたが、児童数が当初の予測を上回り、給食室の改修を要するまでに至ったことから、当初契約内容の見直しが必要と考えております。

現在、こうした児童生徒数の増加に対応するため、校舎の増築を行っておりますが、今年度、新校舎が完成いたしますと、新たな管理部分の増加に伴う契約の変更が必要となりますので、併せて、小学校給食業務費の見直しにつきましても、事業者側と協議してまいりたいと考えております。

◆ 通学路の安全対策について

◎ 質問 ①

- ・平成24年度の調査では279対策箇所に対し85箇所が対応済みとの事ですが、小学校全校に調査したとしては数が少ないと思われませんが、全体の要望数はどの程度で、その中での対策必要箇所数について、また、要望を出さない学校があったのかについて伺います。
- ・集計、整理をしたようですが、どのような基準で決めたのか、決定に際しては、現地調査等を行っているのか伺います。また、対策を次年度に持ち越す状況については、どのように説明をするのか、その際にはPTAなどへも説明するのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、各学校から提出された危険箇所の改善要望の総数でございますが、平成24年度は304箇所でございます。提出された箇所を確認し、通学路外等の要望を省いた結果、279箇所が対策必要箇所数となり、各部会におきまして改善の対応を検討したところでございます。今回の調査において改善の要望が提出されていない学校についてでございますが、平成24年度の調査前にすでに危険箇所の改善要望が提出されている場合や危険箇所がすでに解決されている場合には、提出されておりません。

次に、各学校から提出された改善の要望箇所でございますが、各区の部会におきまして、関係機関や関係局が学校関係者ととともに、全ての箇所を現地調査して確認し、よりよい改善方法を検討しているところでございます。幅員の関係など物理的な課題がある場合や調整に時間を要する箇所もございますが、手段を変えて対応しながら子ども達の安全確保に努めているところでございます。

各学校の改善要望に対しての進捗を含めた状況説明につきましては、年度末に教育委員会より各学校に報告をするとともに、学校だよりや学校報告会等で広く保護者や地域の方々へも広報するよう周知しております。

◎ 質問 ②

- ・宿河原小学校正門前を通る市道多摩6号線はバス通りでもあり、この道路を横断して通学している児童もいます。正門前には誘導員が配置されておりますが、信号機の設置を強く要望しています。改善不可とした理由を伺います。
- ・他の小学校において、このケースより道路幅員が狭い場合でも信号が設置されている箇所がありますが、どのような経緯で設置されたのか伺います。

◎ 答 弁

宿河原小学校より通学路の危険箇所の改善要望として提出されており、多摩警察署・多摩区役所道路公園センター・危機管理担当・多摩区教育担当等で構成されている部会で検討をしたところでございます。その結果、宿河原小学校前が水路であるのと同時に、反対側には店舗の駐車場があり、信号を設置するための柱を建てるのが難しいこと、日中の道路横断者が少ないこと等の理由から、現時点においては、設置を見合わせ、代替の措置を検討したところでございます。現在、地域交通安全員を配置し、人と人とのかかわりの中、子どもたちの安全確保に努めている

ところでございます。

正門前に信号機が設置されている学校についてでございますが、大型車両の通行と同時に横断者が多いこと、当時その場所に人的配置ができなかったことなどの理由があったと伺っております。

■ 一般質問 公明党 田村議員（6月21日） ■

◆ アレルギー対策について

◎ 質問 ①

- ・市立学校における「エピペン」を処方されている児童生徒数の推移、現状を伺います。
- ・調布市の死亡事故を本市はどのように検証し、今後どのように取り組んで行くのか伺います。

◎ 答 弁

川崎市立学校におけるアドレナリン自己注射薬（エピペン）を処方されている児童生徒数の推移についてでございますが、各学校へは年度初めの4月から5月にかけて調査をしておりますが、平成23年度は46校、62名、平成24年度は51校、75名となっております。

また、本年6月現在では69校、120名と増加している状況でございます。

教育委員会といたしましては、平成21年度に「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」を作成、配付しておりますが、今回の調布市の事故を受けて、マニュアルの一層の充実を図り、各学校へ再度、配付したところでございます。

併せて、改訂したマニュアルを教育委員会のホームページに掲載し、教職員をはじめ、保護者や市民の方々にもご覧いただけるよう整備したところでございます。

各学校に対しましては、マニュアルの内容を確認するとともに、保護者や関係者との情報共有、校外研修への参加や校内研修の開催によるアレルギー疾患に対する理解と校内体制の充実のための取組を引き続き実施するよう、徹底を図ってまいります。

◎ 質問 ②

- ・いざという時、エピペンの使用がためられないよう、周知を徹底していく必要があると思えます。研修内容、実施計画、教職員の方の感想等、具体的な取組状況を伺います。

◎ 答 弁

平成25年度における研修会では、川崎市学校保健会と連携し、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・校長・養護教諭・PTAを対象に4月に講演会を開催いたしました。6月28日には、文部科学省の専門官及び小児アレルギーの専門医を講師としてお招きし、校長・教頭・総括教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員を対象にした研修会を開催いたします。その他、前期終了までに健康福祉局が主催する研修会、神奈川県や文部科学省が主催する研修会に参加できるよう体制を整えているところでございます。

いずれの研修会においても専門医を招き、アレルギーに関する知識やアドレナリン自己注射薬（エピペン）の実技等を学び、アレルギー疾患や緊急時の対応の理解に努めてまいります。

これまでの研修会に参加した教職員からは、「アレルギー疾患について詳しく知ることができ、

アナフィラキシーショックが起きた時の対応について学ぶことができた。」「保護者や関係職員との情報共有し、緊急時の体制を整えていくことが重要であると改めて感じた。」「実技研修ではアドレナリン自己注射薬（エピペン）の使い方がよくわかった。」等の感想がございました。

また、各学校におきましては、参加者が研修した内容を校内で伝達する等、教職員が誰でも対応ができるような体制づくりに取り組んでおります。

◎ 質問 ③

- ・川崎市立学校では研修等を進めていますが、前期に研修会を受講される学校は何校か、研修会に参加しない学校に対してはどのような対応をとるのか、各学校で実施する校内研修のスケジュール等、取り組みを伺います。

◎ 答 弁

前期終了までに教育委員会等で開催する研修会につきましては、小学校107校、中学校40校、高等学校8校、特別支援学校3校の教職員が受講する予定となっております。

また、後期につきましても、教育委員会が開催する全ての学校の養護教諭を対象とした研修会や文部科学省等が開催する研修会が予定されておりますので、引き続き各学校へ参加を促してまいります。

本年4月から既に校内研修に取り組んでいる学校もございますので、教育委員会といたしましては、前期終了の時点で各学校の校内研修の実施状況を把握し、さらに校外研修を修了した教員を中心に、学校医等の協力を得るなどして取り組みの推進を図ってまいります。

今後も教職員が研修会を通じて、食物アレルギーについての理解を深めるとともに、子どもたち一人ひとりの大切な命をアレルギーによる事故から守る体制づくりに取り組んでまいります。

◎ 質問 ④

- ・食物アレルギーに対する対応には、ヒューマンエラーを前提に危機管理が必要です。本市においては更なる体制の強化を図るべきですが伺います。

◎ 答 弁

各家庭へはこれまでも、献立表を通じて、学校給食に使用する食品に含まれるアレルギー物質についての周知を図ってきたところでございます。また、今回の改訂マニュアルにおきましても、アレルギーを起こしやすい食品と学校給食での対応について追記したところでございます。

学校におきましては、校長・教頭が中心となり、担任教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校調理員等で構成される校内検討委員会において、「学校生活管理指導表」に基づき、主治医の意見や保護者の意向を尊重しながら、一人ひとりに対する給食の対応について検討し決定しております。また、「食物アレルギーの状況確認シート」により、原因食物等について教職員が情報を共有し、子どもたちの状況把握に努めております。

今後につきましても、未来を担う子どもたちの大切な命をアレルギーによる事故から守るため、保護者との連携を深め、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな対応が行われるよう、継続して取り組んでまいります。

◆ 院内学級の拡充について

◎ 質問 ①

- ・近年の院内学級在籍者及び利用者の推移、また短期入院中の児童生徒に対する学習保障のあり方について伺います。
- ・退院後、学校での「痰の吸引」「経管栄養」等は保護者でないとできず、その負担は課題となっていました。取り組みを伺います。

◎ 答 弁

はじめに、院内学級の在籍者等の推移についてでございますが、5月1日現在の年度ごとの在籍者数は、小学生は、平成23年度は4人、24年度は3人、25年度は2人となっております。

中学生は、平成23年度から25年度まで1人が在籍しているところでございます。

また、学籍を異動しない学習参加者につきましては、年度内で人数の変動がございますが、小学生は、平成23年度は1人から5人、24年度は2人から10人の参加となっており、25年度は5月1日現在で3人が参加しております。

中学生は、平成23年度は1人から4人、24年度は2人から6人の参加となっており、25年度は5月1日現在で7人が参加しております。

次に、入院中の児童生徒に対する学習保障のあり方についてでございますが、現在、入院期間が短縮傾向にあり、学籍を異動して指導を希望する児童生徒数が減少しており、学籍を移さず「学習参加」という形で教室への参加を認め、学習支援を行っている児童生徒数が増加している状況でございます。

次に、小中学校における医療的ケアについてでございますが、本市では、平成24年度より、毎日、学校で医療的ケアを実施されている保護者の負担を一部軽減するため、対象児童生徒の在籍する学校に、概ね週1回90分程度、看護師が訪問し、あらかじめ保護者から依頼された医療的ケアを実施しているところでございます。平成25年度は小学生10人に対して事業を実施しており、たんの吸引等においては、看護師の訪問する時間について保護者が付き添う必要がなくなり、経管栄養等においてはその日1日、来校する必要がなくなるため、保護者の負担軽減となっているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・高校生への対応と、長期入院ではなくても院内での学習支援ができるあり方、入退院を繰り返す場合の退院後の自宅療養時の学習支援について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、院内学級の在り方につきましては、居住地の小中学校に在籍したまま、入院中の学習が可能となる通級指導教室の在り方について検討してまいりましたが、年度当初10名以上の児童生徒がいないと教員が配置されないという課題があるため、その他の制度も含めさらに検討を重ねているところでございます。

次に、高校生の院内学級についてでございますが、現在、本市の院内学級は、学校教育法第81条に基づき、小中学校の特別支援学級であり、高校生は対象となっておらず、全国的には、殆ん

どが病院内に設置された病弱の特別支援学校の高等部であり、学籍を移し、特別支援学校の教育課程に基づく教育が行われているところでございます。病院内において高等学校と同等の単位を履修するためには、教科毎の教員を配置することや指導時間の確保など、制度上の困難があるところでございます。

しかしながら、過酷な治療に取り組んでいる生徒にとって、学習支援がどれだけ大きな支えとなるかを考えますとその必要性は十分感じているところでございます。

また、入退院を繰り返す児童生徒の自宅療養時の学習支援につきましては、居住地の小中学校による家庭訪問、インターネットや情報機器を活用した学習の可能性について、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質問 ③

- ・現在、聖マリアンナ医科大学の院内学級の中学生は在籍者が一人で来年は高校生になります。中学生在籍者はいなくなっても、学習支援を利用している子どもたちのために院内学級の教員は必要です。今後の対応を伺います。

◎ 答 弁

院内学級の在籍者がいなくなり閉級となりましても、学習参加者の学びたいという思いに対応できる体制を継続することが望ましいと考えているところでございます。閉級後の学習参加者への支援の在り方につきましては、聖マリアンナ医科大学病院のご理解を得ながら、今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

■ 一般質問 自民党 松原議員（6月21日） ■

◆ 食物アレルギー事故防止の取り組みについて

◎ 質問 ①

- ・文部科学省の調査では、児童・生徒の2.6%に食物アレルギーがあり、ほぼクラスに一人の割合との事ですが、本市における児童・生徒のアレルギー疾患の実態について伺います。

◎ 答 弁

平成24年10月1日現在、各学校からの報告によりますと、市立小学校、中学校、高等学校において食物アレルギーがある児童生徒数は10万3千279人のうち603人、割合は0.58%となっております。

その内訳は、小学校70,334人のうち547人、中学校28,184人のうち28人、高等学校4,761人のうち28人となっております。

◎ 質問 ②

- ・エピペンを携帯の児童生徒並びに内服薬を処方されている児童生徒数について伺います。

◎ 答 弁

川崎市立学校におけるアドレナリン自己注射薬（エピペン）が処方されている児童生徒数は、本年6月現在では、69校、120名となっております。

その内訳は、小学校56校、99人、中学校12校、19人、高等学校1校、2人、特別支援学校には在籍していない状況でございます。

また、内服薬を処方されている児童生徒数につきましては、各学校が保護者からの面談や生活管理指導表により把握し、個人情報として適切に扱い、健康管理に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、不測の事態に備えて、学校においては全教職員が対応できる必要があること、関係局と連携を図るために情報の共有が必要なことから、アドレナリン自己注射薬(エピペン)が処方されている児童生徒数の把握に努めているところでございます。

今後も、学校から把握する必要な情報を検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

- ・全教職員に対して実技研修を実施すべきと考えるが、各学校の研修の状況について伺います。

◎ 答 弁

各学校におきましては、参加者が研修した内容の伝達、学校医等を講師に招いての研修、独立行政法人日本スポーツ振興センター等が作成したDVDの活用、アドレナリン自己注射薬(エピペン)トレーナーによる実技などの校内研修を実施し、全教職員が誰でも緊急時に対応ができる体制づくりに取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、今後も各学校が校内研修を実施する際には、アドレナリン自己注射薬(エピペン)トレーナーの貸し出しに関する情報や研修資料等を提供してまいります。さらに、前期終了を目処に各学校の実施状況を把握してまいります。

今後も、校内研修の充実を図り、教職員一人ひとりがアレルギーに関する正しい知識を身に付け、緊急時にアドレナリン自己注射薬(エピペン)を打つ等の適切な対応ができるよう取り組んでまいります。

◎ 質問 ④

- ・その研修者には、教育長もあてはまっておるのでしょうか。お聞きします。

◎ 答 弁

私自身が学校におりました時には、このアドレナリン自己注射薬(エピペン)が5年ほどくらい前から子どもたち、児童生徒が所持するようになってきたということでございますので、実際にその状況にはございませんでしたけれども、今日、教職員にも研修を行うような状況でもございますし、私自身アドレナリン自己注射薬(エピペン)の実技等も承知しているということは大変重要だと思っておりますので、専門家からその実技等を受けているところでございます。

◆ 定期接種となった子宮頸がんワクチンについて

◎ 質問

- ・既に子宮頸がんワクチンを接種した者に対する健康被害の追跡調査を速やかに実施し、健康被害の早期発見の態勢を整えるべきと考えるが、見解を伺います。

◎ 答 弁

平成25年6月7日の事務連絡において、文部科学省から「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関

連した欠席等の状況調査について」の依頼がきております。

この調査では、子宮頸がん予防ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあることから、文部科学省において、生徒に対する個別指導等に適切に対応するために、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について把握するものとなっております。

教育委員会といたしましても、今後、文部科学省の調査要領に基づき、市立学校に在籍する生徒について、平成24年度の1年間において、子宮頸がん予防ワクチンの接種後に一定期間の欠席が認められる生徒、体育及び部活動を休んでいる生徒、教育活動の制限が生じた生徒のいずれかに該当する者についての調査を行い、実態の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

■ 一般質問 民主党 押本議員（6月24日） ■

◆ 図書館機能の充実について

◎ 質問 ①

- ・中原図書館のこれまでの総計・月別・一日平均の入館者数、新規登録者数、貸し出し人数、貸し出し冊数、図書館利用者の傾向について伺います。あわせて、昨年度、移転前との比較とその結果に至る要因をどのように評価しているのかお答えください。
- ・イベント利用が可能な多目的室も併設されておりますが、利用状況と今後の取り組みについて伺います。あわせて、他の自治体やメディアなどからの視察依頼や取材等について、その状況についてお答えください。

◎ 答 弁

はじめに、利用者数等についてでございますが、4月2日の一般供用開始後、大変多くの方々にご利用いただいております、入館者数でございますが、4月は約16万7,000人、5月は約12万8,000人、2ヶ月の合計の入館者数は、約29万5,000人ございました。

また、1日の最大入館者数でございますが、4月は一般供用開始後初めての日曜日である7日に10,611人、5月は12日の日曜日に5,655人ございました。新規登録者は、4月が約1万1,000人、5月が約4,600人で、2ヶ月の合計で約1万6,000人。

貸出人数は、4月が約6万3,000人、5月が約6万5,000人、合計で約12万8,000人。

貸出冊数は、4月が約15万1,000冊、5月が約14万6,000冊、合計で約29万7,000冊ございました。

それぞれ1日平均にいたしますと、入館者数は約5,000人、新規登録者数は約270人、貸出人数は約2,200人、貸出冊数は、約5,100冊ございました。

平成24年度1年間の1日平均と比較いたしますと、入館者数と貸出人数、貸出冊数は約2倍の伸びとなっており、新規登録者数につきましては、約17倍となっております。

図書館利用者の傾向についてでございますが、これまでも、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々に御利用いただいておりますが、特に平日の夕方以降の時間帯で、通勤、通学帰りのビジネスパーソンや学生の利用が増えております。武蔵小杉駅直結という利便性や、平日の夜

間の開館時間を午後9時まで延长了ことなどが要因ではないかと考えておりますが、今後も引き続き利用者動向を注視してまいります。

次に、多目的室についてでございますが、多目的室は、読書普及に関する研修会や講演会、読み聞かせや読書のまちかわさきに関するイベント等の実施を想定し、設置しております。これまで写真パネル展示や、学校図書館コーディネーター研修会等を実施しているところでございます。

また、6月29日には中原図書館開館記念イベントとして、作家の阿刀田(あとうだ)高(たかし)氏の講演会を企画したところ、募集定員の4倍以上のご応募をいただいているところでございます。

次に、メディア等の取材についてでございますが、一般供用開始直後は、新聞やテレビ等に約20件と多く取り上げられ、中原図書館の新たな魅力を市民の皆様にお伝えすることができたのではないかと考えております。

◎ 質問 ②

- ・ここまで想像以上に好評をいただいていると思いますが、改めて市長の見解を伺います。

◎ 答 弁 (市長)

中原図書館は、最新のICTを取り入れ、スムーズな貸し出しサービスを実現するなど、国内最高レベルの設備を備えた図書館として、本年4月に武蔵小杉駅直結の再開発ビル内にリニューアルオープンいたしまして、子どもやお年寄り、特にビジネス関係の方々など多くの方々にご利用いただき、好評を得ているところでございます。

武蔵小杉駅周辺は、再開発事業の進展により、優れた交通アクセスの強みを活かし、さらに魅力ある地域に変貌しつつあるところでございまして、中原図書館につきましても、コンパクトで賑わいのあるまちづくりの中核的な施設として、引き続き多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、取り組んでまいります。

◎ 質問 ③

- ・自動貸出機について中原図書館での月別の利用率と利用率に対する見解、利用率向上のための取り組みについて伺います。

◎ 答 弁

自動貸出機は、御自分で機械により手続きを行うものでございまして、ICT化により効率的に貸し出し手続きが行えることから、スムーズな貸し出しが可能となったものでございます。

現在貸し出し手続きをされた方のうち、自動貸出機を利用された方は、4月で約74パーセント、5月で約79パーセントとなっております。この高い利用率は、利用者の方々から一定の評価をいただいているものと考えておりますので、引き続き図書館だよりや図書館ホームページ等により、その利用について周知を図ってまいりたいと存じます。

◎ 質問 ④

- ・図書館HPの近年の閲覧数とインターネット予約の利用状況の推移について伺います。

◎ 答 弁

市立図書館では、御利用方法や図書館からのお知らせ、資料の検索、予約等を可能にしたホームページを平成14年度に開設いたしました。

近年の図書館ホームページへのアクセス数でございますが、平成22年度は約661万件、平成23年度は約645万件、平成24年度は約650万件となっております。

また、インターネット予約の件数でございますが、平成22年度は約131万件、平成23年度は約148万件、平成24年度は約147万件となっております。

総予約件数と総予約件数に占めるインターネット予約の割合は、平成22年度は約165万件で約79%、平成23年度は約182万件で約81%、平成24年度は約178万件で約83%でございます。大変多くの方々に御利用いただいているところでございます。

◎ 質問 ⑤

- ・電子書籍導入についての具体的な検討に向け、企業や各部署へのヒヤリングや利活用に関する研究等を行っていくべきと考えますが見解を伺います。

◎ 答 弁

電子書籍は、いつでもどこでも調べ物や読書に親しむことができるというメリットがございますが、市立図書館において電子資料を所蔵し、貸出を行うためには、所蔵・貸出するためのデータベースサービスや、それに対応する電子書籍の種類、数が少ないことなど様々な課題がございます。

しかしながら、社会的にも様々な場面でICT化が一般的になりつつある中で、そのメリットを図書館に取り入れていくことは、研究すべきテーマであると考えております。

ただいま、電子書籍や利活用の方法など他の自治体による先行事例をご紹介いただきましたので、ヒヤリング等によって分析を行うとともに、今後の技術革新も見守りながら、検討してまいりたいと存じます。

■ 一般質問 みんなの党 小川議員（6月24日） ■

◆ 「貧困の連鎖」対策 学習支援事業について

◎ 質問

- ・「施策進行管理・評価票」を見ると、小学校5年生が授業を「わかる」と答える割合の計画値が56%程度となっておりますが、計画値が低いのではないかと思います。見解を伺います。
- ・健康福祉局が実施している学習支援事業について、どのように連携しているのか伺います。

答 弁

教育委員会といたしましては、児童生徒一人ひとりの学力の向上に向け、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促され、考える楽しさやわかる喜びを経験できる授業づ

くりに努めているところでございます。

また、補充的な学習といたしましては、全ての小学校におきまして、始業前の時間等を活用し、漢字や計算の習熟等、基礎・基本の定着に取り組んでおります。中学校におきましては、51校中44校の学校が夏季休業中に平均7日間程度、また、定期テスト前には、51校中45校の学校が平均3日間程度の個に応じた学習相談や補習を行い、基礎・基本の定着を図るなど、学力の向上に取り組んでいるところでございます。

次に、計画値についてでございますが、川崎市立小学校学習状況調査の「生活や学習についてのアンケート」におきまして、国語、社会、算数、理科の4教科について「次の授業はよくわかりますか」という設問に、「わかる」「どちらかといえばわかる」「どちらかといえばわからない」「わからない」の4つの中から1つを選択する調査項目では、「わかる」と回答した児童の平成22年度から平成24年度の前平均値は53.1パーセントでございます。「どちらかといえばわかる」までを含めると87.3パーセントでございます。

また、平成24年度に抽出調査で実施された全国学力学習状況調査の児童への質問では、対象は6年生でございますが、国語、算数、理科の3教科について、「授業の内容はよくわかりますか」という設問に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」の4つの中から1つを選択する調査項目では、「あてはまる」と回答した児童の全国平均は44.3パーセントとなっております。

これらの状況から、「わかる」の計画値を56パーセントと設定したところでございます。今後、「わかる」と回答する児童がさらに増えていくよう授業改善に努めてまいりたいと存じます。

次に、学習支援事業との連携についてでございますが、これまでも事業実施に伴う周知の方法や学習指導上の諸課題等について情報交換を行ってまいりましたが、今後も学習支援のあり方等について、意見交換や情報交換を行うなど、連携を推進してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 民主党 露木議員（6月24日） ■

◆ 学校におけるアレルギー対策について

◎ 質問

- ・アレルギー疾患対応は全教職員に理解されることを目指し、まずは新規採用教職員研修の研修にアレルギー対策を盛り込むことが必要と思われれます。見解を伺います。

◎ 答弁

アレルギーを持つ児童生徒に対して、教員が適切に対応する力を身につけることは、子どもたちの命を守る上で重要なことであると認識しております。他都市でおきましたアレルギーによる事故を重く受け止め、再発防止に努めているところでございます。

また今年度より、新規採用教員研修におきましても、「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」や独立行政法人日本スポーツ振興センター版のDVD「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」等を活用して、アレルギー疾患や緊急時の対応の理解を図るよう努めてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も、教職員が研修会を通じて、子どもたち一人ひとりの大

切な命をアレルギーによる事故から守る体制づくりに取り組んでまいります。

◆ 東日本大震災被災者支援基金と被災者支援について

◎ 質 問

- ・教育委員会が企画運営した「飯館村子ども・子育て応援ツアー」は被災地の方々に対する直接的な支援として注目される取り組みです。実施に至るまでの経過と実際に行われた具体的内容について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、実施に至るまでの経過でございますが、平成23年7月に飯館村の村長が、川崎市を会場に開催された「自治体学会関東フォーラム」に講師として招かれ、その際に本市から東日本大震災被災者等支援基金を活用した本事業について提案したことが実施のきっかけとなったところでございます。

次に、具体的な内容でございますが、平成23年10月に福島県飯館村から避難している小学校低学年の児童とその保護者等52家族174名を対象に2泊3日で、藤子・F・不二雄ミュージアムや、よみうりランド等に招待し、楽しいひと時を過ごしていただくとともに、県外に避難している同級生との久しぶりの再会を支援することなどを目的に実施したところでございます。

■ 一般質問 共産党 石田議員（6月24日） ■

◆ 子母口小学校の通学安全対策について

◎ 質 問 ①

- ・3箇所のバス停及び仮設校舎近くの80段近くある急で曲がっている階段の両側について、地域交通安全員の配置はされているのか伺います。
- ・日没が早くなる前に、防犯灯の設置を検討すべきですが、伺います。

答 弁

4月から始まった路線バスによる子どもたちの通学が三か月経過いたしました。学校は、年度当初に、バス通学の子どもたちを対象とした乗降指導や公共マナーについての指導を行っており、その結果、各停留所における子どもたちの待機並びにバス乗降のマナーもよく、スムーズにバス通学をしております。

岩川・千年・子母口のバス停のうち、児童の乗降が最も多い子母口のバス停付近には、地域交通安全員が配置しており、子どもたちの乗降の見守りをしているところでございます。また、学校では、毎朝バス停だけでなく、通学路全般を巡回するとともに、子どもたちと同乗した教職員がバス内で子どもたちを見守っているところでございます。

次に、階段付近についてでございますが、竹林につきましては、すでに伐採が完了しております。地域交通安全員につきましては、階段手前に一人を配置し、毎日子どもたちに声かけをしながら、安全確保に努めており、階段中段におきましても、保護者や民生委員の方々が、あたたかい目で子どもたちの見守りをしてくださっております。なお、防犯灯につきましては、学校が設置の方向で町会に御協力をお願いしているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・仮設校舎から一番遠く、バス定期券発行地域でもある子母口地域の学童保育に下校する子どもにも平等に定期券を発行すべきと考えますが、伺います。
- ・認められないとするのならばその理由を伺います。

◎ 答 弁

バス定期乗車券につきましては、自宅から仮設校舎まで、下って登り、高低差が30m以上ある通学路を登校する児童の体力の消耗による学校生活への支障を考慮し、地域を限定して、発券に至ったという経緯がございます。

さらに、その地域の児童が乗降するバス停が、岩川・千年・子母口でございますので、バス停に隣接している地域にも発行を拡大したところでございます。

教育委員会といたしましては、以上のことから、発券対象区域に居住している希望者に限り、定期券を発行しておりますので、対象区域外に居住している方への発行は考えていないところでございます。

■ 一般質問 自民党 尾作議員（6月25日） ■

◆ 障害者教育について

◎ 質問 ①

- ・障害者差別解消法が成立し、施設のバリアフリー化を進めるなどの合理的配慮が公立学校には義務付けられましたが、3年後の施行までにどのような対応を図るのか伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、合理的配慮に基づく教育の場として現在、全ての小・中学校に特別支援学級を設置し、個別の指導計画の作成、教材教具の配置、障害に応じた教科書の給付等を実施してまいりました。

また、教育環境につきましては、段差の解消やエレベーターや階段昇降機の配置などの移動手段の確保に努めるとともに、人的支援の面では、通常の学級で学ぶ生活介護等を必要とする児童生徒に対して補助指導員を配置してまいりました。

この度の障害者差別解消法の主旨を踏まえ、今後の国の基本方針を見据え、「特別支援学校施設整備指針」を参考に、一人ひとりの教育的ニーズに対応した環境整備や人的支援等の合理的配慮の在り方につきまして、検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

- ・昨年7月に出された中央教育審議会 特別支援教育のあり方に関する特別委員会の報告で「インクルーシブ教育システムの構築」が提唱されておりますが、その内容について伺います。

◎ 答 弁

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであるとされております。そのため、次のような考え方に基づいて、特別支援教育を

発展させていくことが必要であるとしております。

第1に、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、社会全体のさまざまな機能を活用して教育の充実を図ることが重要であること。

第2に、障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、地域の同世代の子どもたちや人々との交流を通して、可能な限り共に学ぶことができるような配慮をすることが重要であること。

第3に、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもたちと共に学び合い、生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要であるとされており、次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながるものと報告されているところでございます。

◎ 質問 ③

- ・かわさき教育プランの中で、特別支援教育の主要事業計画が策定されましたが、その内容について伺います。

◎ 答 弁

本市におきましては、こうした国などの動きにさきがけて、平成23年3月に策定された「かわさき教育プラン」第3期実行計画における重点施策の「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」の一環として特別支援教育の充実に取り組んできたところでございます。

特別支援教育の具体的な内容といたしましては、全ての小・中学校に設置された特別支援学級において、特別な教育的ニーズに応じた教育と通常の学級の児童生徒との交流の推進を図ってきたところでございます。

また、障害のある児童生徒の増加に対しましては、現在、川崎区の田島養護学校の再編整備に取り組んでいるところでございます。

さらに、昨年度から小中学校に在籍するたんの吸引や経管栄養など医療的ケアを必要とする児童生徒に対しまして、看護師の訪問による医療的ケアを開始したところでございます。

◎ 質問 ④

- ・こうした目的達成のため、教員の専門性がより要求されてくると考えますが、本市における研修体制など専門性向上のための方策について伺います。

◎ 答 弁

本市における特別支援学級等に携わる教員研修といたしましては、特別支援学級等担任者研修を実施しているところでございます。また、障害種別に対応した研修といたしましては、難聴・弱視教育研修、重度心身障害教育研修等を行っているところでございます。

さらに、特別支援学級の担任等を支援するために、特別支援学校地域支援部の教員や、総合教育センターの指導主事を派遣するなど、専門性の向上を図っているところでございます。

全ての教員に対する研修といたしましては、ライフステージに応じた研修として、初任者研修、10年経験者研修、管理職研修などの中で、特別な支援を必要とする児童生徒の理解や支援についての研修を行っているところでございます。

また、校内支援体制の中核を担う特別支援教育コーディネーターに対しましては、養成研修及び専門研修を実施しているところでございます。

その他、求めに応じて学校を支援する手立てといたしましては、医師や大学教授等の専門家から指導助言が得られる機会や、臨床心理士による巡回相談等も行っているところでございます。

今後につきましても、児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに対応し、適切な理解と支援が行き届く、学校体制作りと、教員の専門性の向上に努めてまいりたいと存じます。

◎ 質 問 ⑤

- ・現在の教員配置基準では1障害種につき児童8名までは担任1名となっております。在籍児童の療育手帳の有無やその判定についても考慮し、担任配置やクラス分けをすべきと考えますが、本市の考えを伺います。

◎ 答 弁

市町村立の小・中学校等の教職員につきましては、都道府県が定める定数に基づき配置される職員、いわゆる県費負担教職員でございますが、その定数につきましては、国が学級編制の標準を設定し、都道府県教委は国が定める数を標準として学級編制の基準を定めております。神奈川県では国の標準どおりの学級編制基準が定められており、それによりますと、特別支援学級につきましては、障害の種別ごとに1学級の児童・生徒数8人までで1名の定数配置となっております。

本市におきましては、各特別支援学級の状況を鑑み、一定数の加配教員を配置するとともに、必要に応じて特別支援教育サポーターの配置やボランティアの活用等に取り組んでいるところでございます。また、特別支援学級の担任同士が協力し合い、安定した学級運営が可能となるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後とも障害のある児童生徒とその保護者が、安心して安全に学校生活を送れますよう、特別支援学級の充実に努めてまいりたいと存じます。

◆ 教育委員会について

◎ 質 問 ①

- ・教育委員会はどのような組織なのか、委員の報酬についてと併せて伺います。

◎ 答 弁

はじめに、教育委員会の組織につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各自治体に設置する合議制の執行機関でございます。本市の教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命された6人の委員をもって構成しており、教育事務の執行に関し、教育委員の合議により大所高所から、基本的な方針などを決定するものでございます。

次に、教育委員の報酬につきましては、「川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例」におきまして、委員長である委員は、月額33万6千円、その他の委員は、月額27万9千円と規定されております。なお、常勤の一般職の教育長は、「川崎市教育長の給与等に関する条例」におきまして、教育長の給料月額は、行政職給料表の中より教育委員会が定めることとなっております。

◎ 質問 ②

・教育委員を任命するに当たり、どういったことに主眼を置いて任命しているのか市長に伺います。

◎ 答 弁 (市長)

教育委員は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員としてふさわしい人格、識見を有するすぐれた人材の中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。

私といたしましては、全市的な観点から各層の方々のお話を伺いながら、委員構成上のバランスをも判断いたしまして、本市の教育事情を踏まえ、大局的な立場で、教育行政の基本的な方針を決定し得る見識と能力があり、学校現場で生じる様々な課題にも公正かつ的確に対応していただけるなど、教育委員としての使命を果たしていただける方々をお願いをしてきたところでございます。

◎ 質問 ③

・教育委員一人に欠席が際立っておりますが、その理由について伺います。

◎ 答 弁

本市の教育委員は、各自その職務の重責を認識されておりますが、会議に欠席された理由につきましては、本職の日程上の都合や健康状態など、やむを得ず欠席されたものと存じます。

なお、教育委員の活動といたしましては、教育委員会会議への出席をはじめ、合同校長会議、スクールミーティング、学校の周年行事、スポーツ大会、学校視察など年間を通して、様々な活動を行っているところでございます。

◎ 質問 ④

・昨年12月議会にて、総務局長は教育委員の選任に関する議案書の審議に必要な情報提供について、具体的に検討していくと答弁しておりますが、検討結果について総務局長に伺います。

◎ 答 弁 (総務局長)

人事案件に係る議案書につきまして、他の政令指定都市の状況を調査した結果、議案書と議案書以外の配布資料を含め、13都市が本市と同様に候補者氏名、生年月日、住所、略歴等を提案している状況でございます。

また、本市と同様な提案内容に加え、顔写真を添付しているが5都市、顔写真と抱負を提供しているが1都市でございます。

現時点におきまして、多くの都市が本市と同様な内容で議案を提出している状況でございますので、当面は、この形を継続していきたいと考えておりますが、引き続き、他都市の動向等を注視しながら、関係局とも協議の上、情報提供の方法について検討してまいりたいと存じます。

◎ 質問 ⑤

・教育委員会会議録を見る限り、非公開案件が多く、わかりにくい印象を受けますが、非公開とするその他の事件とはどのようなものか伺います。非公開事案であっても、終了後であれば公開は可能と考えますが、併せて伺います。

◎ 答 弁

はじめに、教育委員会会議の非公開案件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」におきまして、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、これを公開しないことができる。」と規定されておりますので、本市の教育委員会会議規則もそれに準じた規定をしております。「その他の事件」とは、公開することにより、個人のプライバシーを侵害する恐れがあるものや事務又は事業の適正な遂行に際して、意思決定の中立性等から公開することが適当でない場合などに、非公開としているところでございます。

次に、会議録につきましては、「川崎市教育委員会会議規則」の規定に基づいて作成し、ホームページ等により公開してきておりますが、昨今、市民の皆様の教育行政への関心の高まりを踏まえ、教育行政に対する理解を深め、より開かれた教育行政の実現を推進するため、今年度の会議録から、作成方式等を変更したところでございます。

主な変更点といたしましては、事務局からの説明内容の記載、公開案件資料のホームページへの掲載など、市民の皆様に、よりわかりやすい会議録となるようにしたところでございます。

また、非公開案件につきましては、これまで議事名と審議結果を記録し、公開しておりましたが、公開案件と同様に、事務局の説明内容や委員との質疑応答なども記録し、会議録の閲覧や写しの交付につきましては、情報公開条例に基づいて対応するようにしたところでございます。なお、非公開案件の内、個人情報など不開示情報が含まれる案件を除き、非公開理由の消滅により、公開することが可能となる案件につきましては、公開できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質 問 ⑥

- ・教育委員会会議において、市議会報告がなされておりますが、市議会の委員会審査において継続審査扱いになったものなど、教育委員会が過去具体的に審議した形跡がありません。形骸化しているなどの風評を払拭するためにも、教育委員会が独自に審議し、積極的に市長に予算要求することなども必要と考えますが、教育委員会委員長に伺います。

◎ 答 弁 (委員長)

はじめに、教育委員会が合議制の執行機関として、機能を発揮していくためには、教育委員が教育委員会会議において常に活発に議論し、適切な意思決定を迅速に行う必要がございますので、会議に際しましては、十分な審議ができるよう、事務局から案件に係る資料を事前に受けたり、説明を求めているところでございます。

次に、教育委員会あての請願や陳情につきましては、これを受理し誠実に処理しているところでございます。また、市議会で議論されたものの内、教育委員会に関係するものにつきましては、事務局から報告を受け、委員からその内容等について質疑が出された場合には、協議しているところでございます。

教育委員会といたしましては、その意思決定に地域住民の意向を反映していくことは、重要なことであると認識しておりますので、その把握に努めるとともに、教育行政として必要な施策につきましては、十分な審議を行ってまいりたいと考えております。今後とも、教育施策の推進にあたりましては、法律に基づく市長と教育委員会との意見交換などを行うとともに、教育行政と

一般行政との連携を図りながら、よりきめ細やかな教育行政を、積極的に推進してまいりたいと存じます。

◆ 禅寺丸柿について

◎ 質問 ①

- ・麻生区内の各学校には禅寺丸柿が植えられていますが、児童はもちろん教師もほとんど興味を示さないと仄聞しております。教育的見地から「禅寺丸柿」について、今後どのように教育に生かしていくのか伺います。

◎ 答 弁

禅寺丸柿は日本最古の甘柿の品種とも伝えられており、かつての柿生村の村名の由来とも言われている重要な作物であると認識しております。小学校におきましては、学習指導要領に示された内容に則り、地域学習が行なわれているところがございますので、各学校の実情に合わせて禅寺丸柿などの地域の特色を生かした題材を取り上げることにより、地域社会に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着や誇りを育むよう取り組むことは大切であると存じます。

■ 一般質問 公明党 吉岡議員（6月25日） ■

◆ 音楽のまち川崎の取り組みについて

◎ 質問 ①

- ・学校の音楽室の防音設備はしっかり整備されているのか伺います。

◎ 答 弁

市立学校の音楽室では、通常の授業を行う際に、近隣の方々に騒音とならない配慮といたしまして、冷暖房設備を備え、内装仕上げ材に吸音効果のある有孔ボード等を使用するなどの防音対策を講じております。

◎ 質問 ②

- ・音楽室の一般市民への開放について見解を伺います。

◎ 答 弁

本市では、学校施設を教育活動に支障のない範囲で、有効活用し、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動、市民活動など、市民の皆様の様々な活動として、ご利用いただいております。

市立学校の音楽室は、小学校で17校、中学校で1校、全18校で開放しておりますので、今後も引き続き音楽活動の場として、ご活用いただきたいと思います。

◎ 質問 ③

- ・教育委員会が所管する市内施設の防音室整備状況について、今後の整備についての見解と併せて伺います。

◎ 答 弁

教育文化会館、市民館及び分館は、一定の防音効果があり、合唱や管楽器等の練習を行うこと

ができる部屋として視聴覚室等を備えております。

しかしながら、電子楽器や和太鼓等の練習につきましては、他の部屋への音や振動の影響があるため、施設状況に応じて、大ホールの利用や視聴覚室等を含めた複数の部屋の利用をお願いしているところでございます。

今後の整備についてでございますが、現在の教育文化会館、市民館及び分館におきまして、電子楽器等の練習が可能となる部屋に改修するには、音が漏れないように外部と切り離す特殊な工事や、その工事に伴って一定期間の休館が必要になる等、さまざまな課題がございますが、整備の必要性は認識しておりますので、今後研究してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 共産党 勝又議員（6月25日） ■

◆ 通学路の安全について

◎ 質問 ①

- ・通学路安全点検の結果、川崎市では対策が必要とされた279箇所のうち、実施済みが85箇所、約67%の194箇所は未着手との事ですが、未着手となっている原因と対応について伺います。

◎ 答 弁

平成24年度末の段階で、未対策箇所になっております194箇所についてでございますが、そのうちの118箇所につきましては、関係局、関係機関との調整により改善の方向性が、すでに定められておりますので、今後、順次対応してまいります。残りの76箇所につきましては、当該箇所の交通事情をはじめ、幅員が狭くガードレールや歩道の設置が難しいなどの物理的な課題が原因となっております。しかしながら、子どもたちの安全確保は重要なことと認識しておりますので、地域交通安全員や保護者の方々の見守り活動など、手段を変えた対応を検討しているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・5月と9月の定期点検は継続し、小中学校の統合や学区変更等による通学路の変更なども予測されることから、随時対応する必要があると思っておりますが、伺います。

◎ 答 弁

昨年5月の各学校における通学路点検につきましては、4月の京都の事故をうけ、急遽依頼をしたため、期間が極めて短かく、再度、夏季休暇を挟んだ9月にも点検を依頼した次第でございます。

本年5月の点検につきましては、昨年度末より広報し、十分な点検期間を設けましたので、再度の依頼は考えていないところでございます。しかしながら、学校によりましては、学区内での大規模開発やそれに伴う交通事情の変化などから、通学路の変更を余儀なくされることも想定されますので、危険箇所の改善要望につきましては、随時対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質問 ③

- ・点検以降に町内会などから出されてくる要望についてはどうされるのか、例えば岡上地区でのカラー舗装化や歩行者信号機の設置などの要望に対する対応について、伺います。

◎ 答 弁

通学路に関する町内会からの要望につきましては、学校がとりまとめ、危険性等の状況を調査した上で、教育委員会へ提出するようにしているところでございます。

岡上地区についてでございますが、御指摘の第3踏み切りから和光大学バス折り返し所方面や三輪方面の坂のカラー舗装化、および駐在所前の交差点の信号機設置につきましては、改善の要望として学校から提出されておりますので、岡上小学校関係者とともに区役所危機管理担当や道路公園センター、区教育担当、麻生警察署などが、今月末に現地の確認を行い、対策について協議することになっております。

◎ 質問 ④

- ・昨年7月から市議団で行った市民アンケートの結果、通学路の危険箇所をはじめ、治安面なども含め延べ役330項目に上る危険箇所の意見要望が寄せられ、教育委員会へ提出しましたが、対応について伺います。

◎ 答 弁

いただきました情報につきましては、学校の通学路であると同時に、児童生徒の安全確保に関するところに絞り、精査をしているところでございます。今後は、学校から提出されている改善の要望と併せて、危険性などの状況を調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

■ 一般質問 公明党 岡村議員（6月25日） ■

◆ 学校の防災対策について

◎ 質問 ①

- ・昨年度、学校施設の非構造部材の実態調査を行いました。体育館の天井や教室の照明などその結果と対応を伺います。

◎ 答 弁

昨年度、学校施設の実態把握評価を行うに当たり、体育館の吊り天井や教室の吊り下げ式照明の有無について併せて調査を行ったところ、体育館に吊り天井が設置されている学校は、全172校中、6校でございます。

これらの体育館は、基本的に吊り天井を撤去するとともに、照明器具を梁などの構造体に固定した上で、ワイヤー等による落下防止対策を講ずるもので、文部科学省の通知に基づき、平成27年度の完了を目指して行っております。

また、教室に吊り下げ式照明が設置されている学校は、47校ございました。

これらの照明につきましては、計画的な落下防止対策の実施に向けて、関係局と協議して参りたいと考えております。

◎ 質問 ②

- ・これまで学校の校舎の耐震化工事のため、足場を組んで補強工事を行ったわけですが、その際、外壁についてはどのように取り組んだのかかかります。

◎ 答 弁

校舎の耐震補強工事を実施した際には、同時に外壁等の劣化状況を調査し、危険な箇所が確認された場合には、モルタルの剥落防止やクラックの補修などを併せて実施したところでございます。

◎ 質問 ③

- ・新耐震基準施行前であっても補強工事を必要としないと判断された学校や、新耐震基準施工後に建築された学校の中で20年及び30年以上経過した学校はどれくらいあるのか伺います。
- ・これらのうち、外壁がかなり傷んでいるところがあり危険との指摘を受けていますが、子どもたちの安全と施設の長寿命化の両面から急ぎ対策が必要と考えますが、見解を伺います。

◎ 答 弁

昭和56年に施行された新耐震基準に基づく学校施設、及び耐震補強を要しないと判定された旧基準の学校施設のうち、築後20年以上経過した施設を保有する学校は、46校あり、そのうち、築後30年以上は、15校ございます。

鉄筋コンクリートの建築物では、比較的建築年数の浅い場合でも、自然環境の影響で部材の経年劣化が生じ、モルタルの剥落や外壁のコンクリートに亀裂が発生するケースがございますが、校舎等の学校施設では、日常の点検を通じて状況を把握し、補修等の必要な措置を講じ、安全性を確保しているところでございます。

校舎外壁の安全性の確保につきましては、施設の長寿命化の観点からも重要と考えており、学校施設の実態把握・評価の結果に基づいて対策方法や優先順位を検討し、計画的に保全措置を講じてまいりたいと考えております。

◎ 質問 ④

- ・外装材の破損、そして飛散による被害を軽減するために、落下物が落下する位置を人が通行しないように植栽を設けるといっても効果があると考えます。緑化という面からでもいいのではと思いますが、見解を伺います。

◎ 答 弁

学校の施設は様々な状況ございますので、一概にすぐにそういった措置が行えるかどうか、直ちにここでは申し上げることができませんので、その可能性については、調べてまいりたいと存じます。

■ 一般質問 共産党 市古議員（6月25日） ■

◆ 中原図書館について

◎ 質問

- ・図書館内の階段について、特別乱暴に上り下りしなくても靴音が館内に響きます。消防法の規

制があるとの事ですが、それを踏まえて改善することができないでしょうか、伺います。

- ・休館日当日のお知らせの掲示について、5階の図書館まで上がらなくても、1階から4階までの間でわかるよう掲示していただけないでしょうか、伺います。
- ・1階に借りた本の返却ボックスがあり、休日にのみ使えますが、これを開館日も使えるようにならないか伺います。
- ・エレベーターで上がって図書館まで行く通路は、日差しが差し込みかなりの高温になりますが、ブラインドなどを設置していただけないか要望がきております。対応を伺います。
- ・駅から図書館へ、図書館から各交通機関までの案内表示が不親切で改善して欲しいという声も届いています。見解を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、図書館内の階段の靴音についてでございますが、靴の素材によっては、音が発生する場合もございますので、図書館の快適な環境確保の観点からも改善に向けて、関係局等と協議してまいります。

次に、休館日当日のお知らせの掲示についてでございますが、これまでは、1階返却ポスト付近と2階JR直結コンコース付近の図書館案内掲示板に掲示しておりましたが、既に6月の休館日からは、商業施設の御協力をいただき、地下1階や1階のエレベータホールなどにも、掲示したところでございます。

次に、返却ポストについてでございますが、中原図書館は、商業施設の5階、6階に位置しているため、5階の図書館入口のほか、1階にも設置して、閉館後や休館日に御利用いただいております。返却手続きは、コンピューターによる処理を行い完了する必要がございますので、ポストを開館時間中に利用可能とするためには、速やかな本の回収などの課題があると考えております。

次に、5階のエレベータホールから図書館までの通路についてでございますが、この部分は、共用部分に該当いたしますので、利用者から御要望があることを武蔵小杉西街区ビル施設管理組合に伝えてまいります。

次に、駅から図書館の間の案内についてでございますが、今後とも、分かりやすい表示に努めてまいりたいと考えております。

◆ 学校給食と環太平洋連携協定について

◎ 質 問 ①

・川崎市の給食食材についての基本的考え方、米飯給食の実施回数と今後の取り組みの予定、地場野菜の給食への使用状況と今後の取り組みについて伺います。

◎ 答 弁

はじめに、学校給食で使用する食材につきましては、公益財団法人 川崎市学校給食会で「学校給食用物資規格基準書」に基づき物資の選定を行っており、可能な限り国内産のものを使用しております。また、納品後も健康安全研究所に依頼し、細菌検査や残留農薬検査などを実施し、食材の安全性の確保に努めております。

次に、米飯給食についてでございますが、平成24年度は、週2.3回実施してまいりましたが、

国の目標は週3回実施でございますので、これに向けて検討するなど、米飯給食の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、地場野菜の使用についてでございますが、県内産の野菜では、神奈川県の関係局と連携し、県内産の食材を多く使用し地産地消を推進する「かながわ産品学校給食デー」などにおいて、統一献立で使用してまいりました。また、市内産の野菜では、統一献立では全体量が不足し使用できませんでしたが、自校献立において地域で収穫された野菜を使用しているところでございます。

今後につきましても、地場産物の食材を取り入れることにより、子どもたちが各地域の産物への理解を深め、食べ物の成り立ちを理解し、大切に作る心を育てることに繋げられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

- ・給食では圧倒的多くの食材で国内産のものが使われていますが、国産品を使う理由について伺います。また、遺伝子組み換え食品への対応、食品添加物・香料への対応についてどのような点に留意され、対応しているのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、学校給食におきまして、国内産の食品を使用する理由といたしましては、日本の季節に収穫される旬の食材は、栄養素や機能性成分が豊富であり、価格も安く、食育の観点からも、日本の食文化等について子どもたちに伝えていくことができるものと考えております。

また、国内産の食品は、輸入食品よりも産地や流通経路等の確認が容易に行えることや、安全性にかかわる様々な日本の基準に沿って生産されている食品であることから、安心して使用できるものと存じます。

次に、遺伝子組み換え食品につきましては、本市の学校給食におきましては使用しておりません。

また、食品添加物や香料につきましては、加工食品には使用しないよう「学校給食用物資規格基準書」に示しているところでございます。

◎ 質問 ③

- ・TPP（環太平洋連携協定）に入れば、食料自給率は落ち込むと試算されています。学校給食と密接な関係あるものですが、これらのことと学校給食への影響をどう考えるか、伺います。

◎ 答 弁

学校給食物資につきましては、公益財団法人 川崎市学校給食会と連携し、引き続き安全・安心な給食物資の確保に努めてまいります。

◆ 公立学校教職員の定数内欠員について

◎ 質問 ①

- ・小中学校、特別支援学校の定数内欠員の状況をみていくと、2002年度合計99名から2013年度には合計263名と2倍以上に増えています。養護教諭も小・中・特で10名の欠員が生じていることは放置できません。この事態認識について伺います。

◎ 答 弁

小中学校等、公立義務教育諸学校の教員は、都道府県が給与費を負担する、いわゆる「県費負担教職員」と呼ばれ、本市の教員定数は法律の基準に基づき、神奈川県教育委員会の権限において設定されております。

この教員の「定数」は、当該年度の5月1日を基準日として確定するため、各学校単位で定数基準を超えることのないよう、教員の新規採用や異動等の職員配置につきましては、慎重な対応が求められているところでございます。

他方、本市におきましては、毎年度、多くの教員が定年退職を迎えていることなどから、積極的な採用活動を展開しており、現在の定数約5,200名に対し、直近の5年間において1,700名を上回る採用候補者数を名簿掲載しているところでございます。

しかしながら、児童生徒数の増加に伴い、教員定数も増加していることなどから、近年の欠員数は一進一退の状況となっており、その縮減は重要な課題であると考えております。

◎ 質 問 ②

- ・毎年3桁の欠員を生じさせ、非正規の教員枠を大量に維持していることは、教職員を正規に措置しなければならない法律 標準法に違反するものではないでしょうか、見解を伺います。
- ・教職員の定数内欠員の解消に向けて、どう対応されるのか伺います。

◎ 答 弁

教職員の配置にあたりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、県からの定数配当が5月1日を基準日として確定されることなど、様々な不確定要素がございます。

こうした中、優秀な人材を確保し、決められた定数の中で可能な限り正規教員を配置するよう努めておりますが、やむなく欠員となったところにつきましては、学校運営に支障が生じないよう、地方公務員法第22条の規定に基づき、臨時的任用教員を配置しているところでございます。

欠員の縮減に向けましては、これまでも採用専任担当を中心として積極的な採用活動を行ってきており、引き続き、的確な対応に努めてまいりたいと考えております。

他方、教員の任用に関連する事項といたしましては、年金の受給年齢の引き上げに伴う、いわゆる「年金と雇用の接続」が課題となっております。

一般の教員につきましては、既に、現行制度による再任用を実施しているところでございますが、年金の支給開始年齢が引上げられたことなどに伴い、今後は再任用の希望や退職の動向にも大きな変化が生じると想定されております。

こうした状況を踏まえ、県の設定した教員定数を適正に管理しながら、優秀な新規人材の積極的な確保と経験豊かな退職教員の再任用を、長期的かつ計画的な視点に立って推し進め、欠員の縮減を図ってまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ③

- ・今年度の欠員数は263人ですが、来年度の採用予定数は280人とききます。来年度の縮減の見通しについて、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭についてそれぞれお答えください

- ・定数は当該年度の5月1日を基準に決定するため、新採教員や異動等の職員配置については慎重な対応が求められているとのことでしたが、この調整は小学校・中学校それぞれ何人で行っているのか伺います。
- ・調整をする職員を増やすようにしないと、正確な調整もできないのではないかと思います、伺います。

◎ 答 弁

初めに、今年度の教員採用候補者選考試験における募集人員でございますが、小学校区分においては180名程度、高等学校を含む中学校区分においては75名程度、特別支援学校区分においては15名程度、養護教諭区分においては10名程度を設定しており、学級数に大きな変動がなく、また、雇用の継続を図る面から定年退職者をフルタイムで任用した場合には、現在の欠員263名を一定程度縮減できると考えております。

しかしながら一方で、いずれの校種におきましても、転居や家庭の事情等で定年以前に退職する者が生じることや、定年退職者等の中にはフルタイムでの再任用を希望しない者もいると思われるので、欠員はなお残るものと見込んでおります。残ります欠員につきましては、次年度以降の選考試験において募集人員を考慮しながら、計画的に縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、人事調整にあたる職員態勢についてでございますが、採用担当部門は非常勤職員を含め5名、人事担当部門は5名、計10名の職員態勢により、円滑な学校運営と活気ある教育活動に支障がないよう、各校種の教員の年齢構成バランス等に配慮しながら、欠員数と退職者数を勘案した採用計画の策定や人事配置に努めているところでございます。

人事調整を正確に遂行することは大変重要なことと認識しておりますので、今後も各校種の採用担当者、人事担当者を中心に、他の事務担当職員とも十分に連携をとり、学級数の変動や退職者数等の的確な予測に努めながら、より正確で調和のとれた人事調整を図ってまいりたいと考えております。

■ 一般質問 公明党 菅原議員（6月25日） ■

◆ 市民の施設利用について

◎ 質 問 ①

- ・夏の施設内温度設定について、市民館は28度として、市民から強い要望があっても設定温度を下げることなく守っていますが、この設定の根拠について伺います。

◎ 答 弁

市民館は、区における生涯学習の拠点施設でございますので、施設の維持管理につきましては、各区役所に委任しているところでございます。

市民館の夏期の温度設定は、平成23年度は川崎市電力不足対策基本方針、平成24年度は川崎市電力需給対策基本方針、平成25年度は川崎市電力需給対策推進基本方針、に基づき28度を基本としているところでございます。

◎ 質問 ②

他の施設の運営はどのようになっているのか、関係局長に答弁をお願いします。

◎ 答 弁

教育文化会館につきましても、施設の維持管理につきましては、川崎区役所に委任しているところでございます。

夏期の温度設定につきましても、平成23年度から平成25年度にかけて出された川崎市電力需給に関する基本方針に基づき、28度を基本としておりますが、快適な生涯学習環境の提供や利用者の健康保持の観点から、柔軟に対応していただいているところでございます。

◎ 質問 ③

- ・平成24年6月20日の夜間に多摩市民館を利用しましたが、16時までしか冷房が入っておらず、あまりの暑さで蒸し風呂状態でした。6月1日にも同じ状態で夜間を利用しており、この状況を知っていたにもかかわらず、16時で冷房を止めたのか見解を伺います。

◎ 答 弁

昨年6月20日の冷房運転につきましては、外気温が高い時間帯に冷房の試運転を行っており、気温が下がった夜間については冷房を停止したものと伺っております。

その後、夜間に会議室を利用した方から冷房運転のご要望をいただきましたが、総合庁舎であることから、その時点から冷房を稼働させても室内が冷えるまでには時間を要することから、扇風機で緊急対応を行ったものと伺っております。

多摩市民館の空調設備につきましては、多摩区総合庁舎として一括管理されているところでございますので、快適な生涯学習環境の提供、及び利用者の健康保持の観点から適切な対応をお願いしてまいります。

■ 一般質問 民主党 織田議員（6月26日） ■

◆ 特別支援教育全般のあり方について

◎ 質問①

- ・県立特別支援学校の高等部分教室では選抜テストを行わないとの事ですが、養護学校高等部分教室では選抜テストを実施すると聞いています。この対応の違いが意味するものは何か伺います。
- ・選抜テストの有無は「中学校特別支援学校進路相談連絡会」などの入学希望者の調整に関連や影響があるのか、あればどのような影響なのか伺います。

◎ 答 弁

はじめに、市立養護学校分教室の入学選抜につきましては、県立の分教室と異なった「企業就労をめざし、働く意欲や態度、生活力や社会性を養うため、職業教育を中心とした教育課程」という独自の教育を行っておりますので、志願状況に関わらず、その教育課程に合っているか適性を確認し、募集人数に調整するために、入学選抜を実施しているところでございます。

また、市立養護学校分教室の入学選抜の関連についてでございますが、独自の教育課程に基づ

く教育を行っていることの周知に努め、特徴を理解した上で、各学校における進路指導をお願いしているところでございます。

しかしながら、志願者が募集人数を超えた場合の前期選抜に不合格となった生徒につきましては、募集人数に満たなかった他の特別支援学校の後期選抜に出願し、その学校へ入学しているところでございます。

このように、市立養護学校分教室における入学選抜のやり方の違いが、特別支援学校全体の入学選抜に、影響がないよう努めてきているところでございます。

◎ 質 問 ②

- ・特別支援学校高等部分教室の実態をよく理解せずに入学し、生徒と保護者が困惑するケースがあると仄聞しますが、そのような例を県立、市立の分教室を問わず認識しているか、しているのであればその対策について、併せて伺います。
- ・平成25年度入学者選抜から変更となった高等学校の新入試制度下において、分教室の実態をよく理解せずに入学し生徒と保護者が困惑するケースが実際にあるのか、県立また市立の養護学校分教室においてはどうか、それぞれ伺います。

◎ 答 弁

県立の特別支援学校の分教室の入学選抜の要綱には、志願資格として「知的障害のある者」となっております。

また、川崎市立養護学校高等部の分教室の入学選抜の要綱には、志願資格は、「軽度の知的障害等がある者」としております。

この志願資格は、募集期間の前に特別支援学校にて行われる志願相談において、必ず確認しているところでございます。

そのため、分教室の志願資格や教育課程を理解した上で、応募していただくために、6月頃に学校説明会を実施し、志願資格や特別支援学校の教育課程について丁寧に説明しております。さらに、志願相談の中で、個別に志願資格の確認や教育課程の説明を行っております。

あわせて、中学校特別支援学級設置校長会において進路に関する情報提供を行い、また、中学校の特別支援研究会主催の進路指導研修においても特別支援学級担任への情報提供を行うことによって、通常の学級担任への周知も図っていただくよう努めているところでございます。

さらに、市立養護学校の分教室におきましては、県立の分教室と異なる教育課程で教育を行っておりますので、昨年度より8月にオープンスクールを実施し、分教室の教育課程を生徒自身が体験的に理解できるよう取り組み、生徒の適性に応じた進路選択につながるよう努めているところでございます。このような取組により、各中学校において、生徒一人ひとりに応じた適切な進路指導が行われているものと認識しておりますので、高等学校の新入試制度下におきましても、特別支援学校の入学選抜における混乱等は生じないものと考えているところでございます。

市立養護学校の分教室の開設時におきましては、志願資格を確認して、適性があると判断された生徒の中に、教育課程の違いについて理解が充分なされず、当初の思いと異なる印象を持たれた方もいたと伺っておりますので、より具体的にわかりやすい説明やオープンスクールの実施等により、生徒本人や保護者が、教育課程の理解を充分図れるよう、一層努めているところでございます。

◎ 質問 ③

- ・知的障害は認定できないが、通常の学級では十分に対応ができない発達障害などの生徒の進学先が用意されていない現状について、特別支援学校の分教室で対応する選択肢も含め、これからの対応について伺います。

◎ 答 弁

知的障害はないものの、特別な教育的支援が必要な生徒に対しましては、何よりもまず、通常の学級の中での学習活動等が円滑に行えるように支援を行うこと、またそのために必要な環境を、学校として整えていくことが大切であると認識しております。

現在、県内の特別支援学校高等部の入学選抜では、志願の資格として、「知的障害のある者」という規定がございます。

知的障害という判断につきましては、療育手帳が取得できることが、一つの目安になっております。

したがいまして、分教室につきましても、特別支援学校高等部でありますので、この規定が適用されるものでございます。

これらの点を踏まえて、中学校においても保護者や本人と、早い段階から丁寧な進路相談を重ねていくことが大切であると認識しているところでございます。

知的障害はないものの、特別な教育的支援が必要な生徒の進路につきましては、大切な課題として認識しておりますので、県教育委員会とも連携して、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質問 ④

- ・入学のニーズが大変多くなっているとされる分教室の定員を増やすことについて、今後どのように取り組んでいくのか。また、人数の増加を図る場合の課題、問題点について伺います。

◎ 答 弁

分教室の募集及び選抜要綱におきましては、募集人数を12人程度と定めておりますが、例年12人以上の受験者があり、実際の入学者は、平成23年度・24年度は14人を受け入れ、平成25年度は16人に拡大しているところでございます。市立養護学校高等部分教室の受入人数の拡大につきましては、川崎市域の特別支援学校高等部への入学希望者の増加の状況や、県による特別支援学校や分教室の整備状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

また、分教室の募集人数の拡大にあたりましては、分教室の生徒数の増加に伴う施設整備や管理体制等が課題になってくるものと考えておりますので、聾学校と十分に協議及び連携を進めていくことが必要になるものと考えております。

◆ 空中権の活用について

◎ 質 問

- ・耐震基準に達していなく、建替えをしたくても容積率が減ってしまうため建替えができない建物が学校の隣にある場合、防災減災の立場から、空中権が余っている学校側の容積率を隣接する敷地へ移転することは可能なか伺います。

◎ 答 弁

学校敷地には運動場を一体として確保しておりますことから、校舎等の建物は、都市計画に定める容積率に対し、概して余裕がある状況でございます。

こうした市立学校における未利用の容積率、いわゆる「空中権」の移転につきましては、連担建築物設計制度の対象となるところではございますが、制度の適用に当たりましては、教育環境の整備・拡充に支障のないよう、学校施設の現況や児童生徒数の動向等、学校を取り巻く状況を踏まえて検討する必要があるものと考えております。

また、地域防災の観点のほか、市の公有財産の有効活用の考え方や、景観の保全等、いわゆる「まちづくり」との整合性といった幅広い課題もあり、個別の状況に応じた判断に際しましては、関係局との協議も必要と考えております。

◆ 自転車総合対策について

◎ 質 問

- ・小学生や中学生、高校生を対象に交通ルール順守やマナー向上を目的に講習を含めた交通安全教室を継続して実施すべきと考えますが、取り組みを伺います。

◎ 答 弁

はじめに、小学校における自転車安全教室では、交差点の横断方法や左側通行などの徹底について、警察の御協力のもと、3年生の児童を中心に全小学校において実施しているところでございます。

中学校、高等学校における自転車の安全な乗り方指導といたしましては、交通ルールや乗車時のマナー、起こりうる危険とその回避方法等について、学級活動等の時間を活用し、具体的な事例などを適宜取り上げながら指導しているところでございます。

また、本年度は、所轄警察署等の御協力のもと、比較的事故の発生率の高い、川崎区を中心に、中学校14校、高等学校4校において安全教室を実施する予定でございます。

さらに、昨年度は川崎区の中学校2校において、自転車の運転を模擬的に体験できる、シミュレーターを使った自転車安全教室を実施しており、交通ルールやマナーに対する生徒の意識を高めることに有効な手段であり、今年度も実施される予定でございます。

今後も所轄警察署や各区役所等と連携を図りながら、小学生や中学生、高校生に対し、法令を指導するとともに、交通ルールの遵守やマナーの向上を推進してまいりたいと考えております。

◆ ICTの取り組みについて

◎ 質問

・インテルティーチと呼ばれる「思考支援型」授業実現のため、先生を対象とした研修プログラムをインテルと協力して導入する計画ですが、このプログラムの特徴と、国内での実績、効果を伺います。また、本市の具体的な取り組みを伺います。

◎ 答弁

はじめに、インテル・ティーチは、「児童生徒が自ら考える力を育てる授業」の実現を目的とした教員研修プログラムであり、「単元づくり」「興味関心の引き出し方」「思考の深め方」「評価の在り方」「効果的なICTの活用の在り方」の5つの視点から、授業づくりを構想するところが特徴となっております。

次に、インテル・ティーチの国内の実績につきましては、平成13年から昨年度までに、約4万人が受講しておりますが、政令市として取り組むのは本市が初めてとなると伺っております。

また、効果につきましては、児童生徒の協働的な取組による授業を組み立てたり、ICTを活用した多様な教材提示で思考を揺さぶる工夫をしたりするなど、インテル・ティーチの導入により、児童生徒の思考を促す授業改善が図られると伺っております。それぞれの教員がこれまで実践してきた授業を改めて捉えなおす、一つの機会となると期待しているところでございます。

次に、本市における具体的な取組についてでございますが、これまでも授業力向上やICT活用につきましては、総合教育センターを中心に、研究・研修が行われており、各学校におきましても児童生徒の実態に応じた創意工夫ある授業展開を実践しているところでございます。その中で、平成26年4月に開校する川崎高等学校附属中学校は、校舎改築でICT環境が整備されることや、探究的な学習の充実を目指していることが、インテル・ティーチの趣旨と合致することなどから、モデルケースとして、附属中学校に配属予定の研究教員を対象に、研修プログラムを導入するものでございます。

■ 一般質問 みんなの党 松川議員（6月26日） ■

◆ 市立学校のプール設置とプール授業について

◎ 質問①

・プールが設置されていない学校、その学校はプール授業をどのように行っているのか伺います。

◎ 答弁

小学校におきましては113校すべての学校にプールを設置しておりまして、水泳の授業を実施しているところでございます。中学校におきましては51校のうち、プール未設置の学校が6校でございます。

学習指導要領におきましては、「適切な水泳場の確保が困難な場合には、水泳を扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。」と示されておりますので、プール未設置の中学校につきましても、保健分野との関連を図るとともに、水泳の事故防止に向けた指導を行っているところでございます。

水泳の授業に相当する時間につきましては、他の種目に振り分け、有効に活用できるように指

導計画を工夫しているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・プールのない学校から設置要望が上がった場合は、どのような対応をするのか伺います。

◎ 答 弁

これまで、プールの新設につきましては、敷地の有効利用等を踏まえて対応してまいりました。

プール未設置の中学校6校につきましては、敷地条件等により、プールの新設が困難な状況でございますが、近隣の学校施設の活用等の代替策を含め、対応策について、学校と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ③

- ・玉川中学校においてはプール施設の老朽化に伴い施設が撤去され、現在はグラウンドとして利用されていますが、地元から再度プールを設置して欲しいと要望があがっております。今後の対応について伺います。

◎ 答 弁

玉川中学校におきましては、隣接する橘高校のプールを活用して水泳の授業を行っておりますが、今後も引き続き、敷地の有効利用等を考慮のうえ、教育活動が円滑に行えるよう、学校と調整してまいりたいと考えております。

■ 一般質問 公明党 花輪議員（6月26日） ■

◆ 防犯カメラの設置推進について

◎ 質問

- ・犯罪の抑止と子どもたちの安全・安心のため、防犯カメラの設置が有効であると考えますが、現状と今後の取り組みを伺います。

◎ 答 弁

学校における防犯カメラにつきましては、不審者の侵入対策のため、校門などの学校敷地内に設置している事例がございますが、防犯カメラの設置につきましては、犯罪を防止するための抑止力のひとつとして効果が期待できる一方、プライバシーの保護やモニターの監視体制など、運用面での課題もあるのが現状でございます。

現在、児童生徒の安全確保につきましては、全小学校の校門に画像で訪問者が認識できるインターホンと電磁石錠を設置し、来校者の確認に努めております。

また、スクールガードリーダー、スクールサポーターをはじめ、保護者、PTA、地域の方々の御協力をいただきながら、人と人との関わりの中で、子どもたちの見守り活動が行われているところでございます。

今後は、児童生徒の安全をより一層確保するための、防犯カメラ設置の有効性と運用面の課題についての検証を含め、学校と地域が一体となり、子どもたちが安全に、安心して学校生活を送れるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

◆ 教育環境整備について

◎ 質問①

・子母口小学校、東橋中学校合築スケジュール・進捗状況及び小中連携教育の特徴について伺います。

◎ 答弁

はじめに、本事業の進捗状況についてでございますが、子母口小学校は、市営蟹ヶ谷四方嶺住宅跡地に建設した仮設校舎に本年3月末に移転いたしました。また、既存校舎につきましては、現在、解体工事を進めており、解体工事終了後、本年10月に改築工事に着手いたします。新校舎は、平成26年度末に完成し、平成27年4月から供用を開始する予定でございます。

次に、小中連携教育についてでございますが、現在、久末小学校を含めた小中3校では、中学校吹奏楽部による交流演奏会や中学校の音楽科の教員による小学校での授業、小学校6年生を対象とした中学校での体験授業や部活動体験を行うなど、連携教育に取り組んでいるところでございます。

新校舎供用開始後は、これまでの小中3校での実践を踏まえ、1階の多目的ホールにおいては、合唱・合奏などの音楽での交流、同じく1階のランチルームにおいては、昼食を通しての交流、3階の小学校6年生と中学校1年生の教室に隣接して配置した5教室分の小中連携スペースでは、中学生の美術作品等を展示し小学生が鑑賞することや、中学校の総合的な学習の時間において環境学習や平和学習等で学んだことを小学生にわかりやすく発表すること、中学生と小学生で簡単な英語によるコミュニケーションをとることなどが構想されており、さらなる3校による小中連携教育の新たな実践が期待できるものと考えております。

◎ 質問②

・新校舎の防災機能、環境配慮、小学校の給食室を利用した中学校昼食の具体的な実施内容について伺います。

◎ 答弁

はじめに、防災機能についてでございますが、学校施設は、災害時には避難所としての役割を果たすことから、災害発生直後からの対応として「自家発電機」や「マンホールトイレ」などを設置し、「救援物資の荷捌スペース」や「炊き出しスペース」などを確保するほか、避難期間が長期化した場合に学校機能を再開できるよう、学校活動エリアと避難所エリアを明確に分けられるよう整備してまいります。

次に、環境配慮についてでございますが、「屋上緑化」や「雨水利用」、「屋上・外壁の断熱化」などのほか、再生可能エネルギーとして「太陽光発電装置」の設置や省エネ設備機器の使用、高効率照明の採用など環境に配慮した校舎として整備してまいりたいと考えております。

次に、中学校ランチサービスにつきましては、小中学校が合築されますので、小学校の給食室を活用した自校調理方式により温かいランチを提供してまいりたいと考えております。なお、保護者の費用負担につきましては、すでにはるひ野小中学校において同様の方式によりランチを提供しておりますので、参考にしてまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ③

- ・仮設校舎の通学路の課題と安全対策について伺います。

◎ 答 弁

仮設校舎への移転に伴いましては、平成23年3月から、「子母口小学校仮設校舎通学路検討チーム会議」を開催し、現地を確認しながら通学路の検討を重ねてまいりました。その中で、危険箇所として御指摘のございました鷹巣橋付近につきましては、歩道の整備をはじめガードレールの設置、蟹ヶ谷スポーツプラザ駐車場跡地付近への転落防止柵の設置など、6箇所におきまして改善を進めたところでございます。

車の交通量が多い明津橋橋や多くの児童が通行するために心配されていた鷹巣橋バス停、蟹ヶ谷スポーツプラザ跡地付近等には、地域交通安全員を配置し、子どもたちの安全確保を図っているところでございますが、仮設校舎から下りてくる階段や坂道につきましては、日が短くなる季節の照明や降雪時の対応、歩道が新設された子母口35号線を通学路指定する場合の課題等もあがっております。

今後も、PTAや学校安全ボランティア、地域の方々からの御意見を取り入れながら、子どもたちの安全が確保される通学路について随時検討を行うとともに、新たに改善の要望が出されましたら、関係機関・関係局と連携を図りながら、対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。